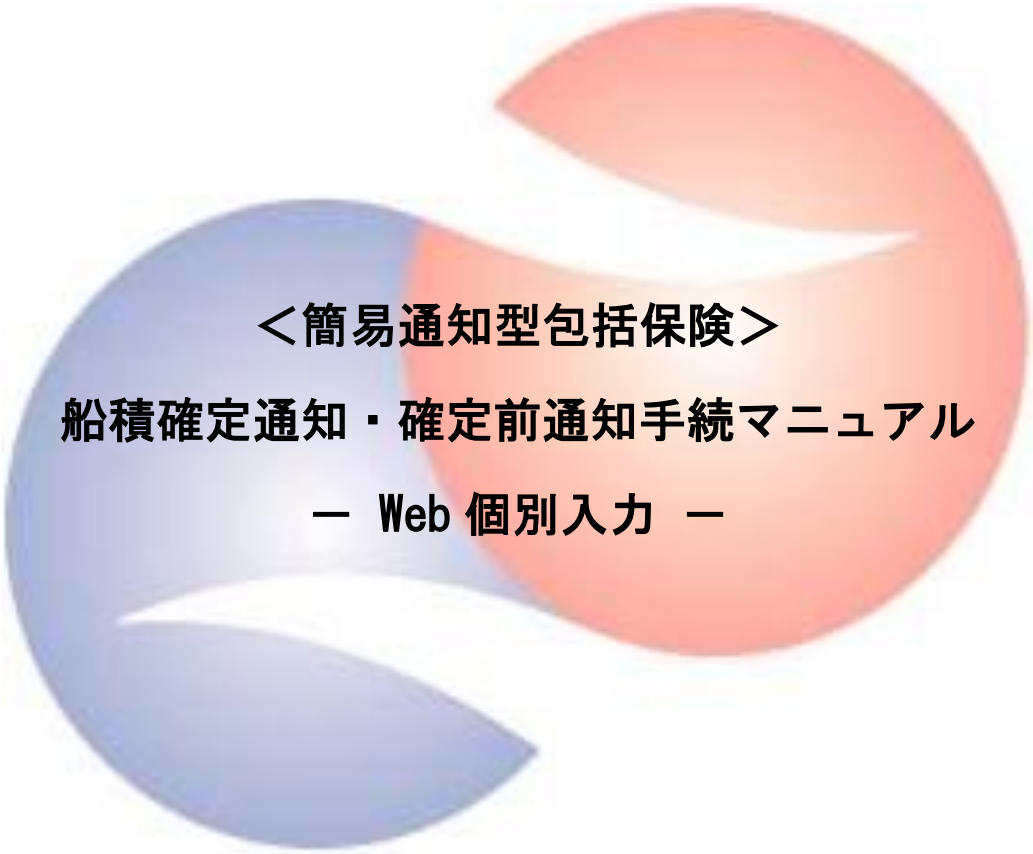

＜簡易通知型包括保険＞
船積確定通知・確定前通知手続マニュアル
― Web 個別入力 ―

２０２６年５月

発行：株式会社日本貿易保険

NEXI
Nippon Export and Investment Insurance

目次

１．船積確定通知・確定前通知の実施に際して・・・・・　１
（１）簡易通知型包括保険の手続き全体の流れ
（２）船積確定通知・変更等手続フロー
（３）手続きの種類と期限について

２．通知方法・手順について・・・・・・・・・・・・・・・　４
（１）「Web 個別入力」と「Excel アップロード」の違い
（２）Web 個別入力による通知手順
（３）通知済データリストの作成
（４）各入力項目の詳細について

３．通知内容の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１）モニタリストによる通知内容のエラーチェック
（２）通知明細書(照合用)の確認方法

４．内容変更通知について・・・・・・・・・・・・・・・・１９

５．船積確定通知の具体的入力例・・・・・・・・・・・・・２０
（１）新規
①T/T 45 days after B/L date
②L/C at sight
③一部前払い
30% Advance Payment, 70% T/T 90 days after B/L date
④手形一覧後定期払い
50% D/A 60 days after sight, 50% D/A 120 days after sight
⑤貨物到着時払い（DDP 条件の例）
T/T 60 days after Receipt of Cargo
（２）修正
（３）取消
（４）訂正
（５）変更
①決済期限の延長
②支払人の変更
③通貨の変更

６．確定前通知の具体的入力例・・・・・・・・・・・・・・２６
（１）新規
①T/T 45 days after B/L date
②一部前払い
30% Advance Payment, 70% T/T 90 days after B/L date
（２）変更
①契約金額の減額
②契約キャンセル
③支払人の一部変更
④支払保証の変更（L/C 有り→L/C 無し）
⑤仕向国の変更
（３）修正・取消・訂正

１．船積確定通知・確定前通知の実施に際して

（１）簡易通知型包括保険の手続き全体の流れ

簡易通知型包括保険は、企業ごとに包括保険契約を締結し、当該契約で定めた輸出契約等に基づく船積実績を通知（船積確定通知）いただく保険です。包括保険契約締結から船積実績の通知までの流れは以下のとおりであり、本マニュアルは赤枠内の手続きを対象としています。

包括保険契約締結から船積確定通知/確定前通知までの手続き

事前手続き

バイヤー登録	Webより手続きをお願いします。 登録済の場合は手続き不要です。
包括保険契約締結/ 更改申込書提出	包括保険契約締結/更改時に 申込書を提出いただきます。
支払限度額設定	バイヤーごとに保険金支払限度額を設定します。
包括保険契約締結/ 更改	月の１日付けで包括保険契約を締結/更改します。 （締結後は１年ごとに更改）

船積確定通知手続き

	輸出契約等締結
船積確定通知	船積日の翌月末日までにWebより通知を行ってください。
通知内容の確認	毎週木曜日にWebサービス上に公開される 通知明細書（照合用）にて通知内容をご確認ください。
保険料支払い	毎月第三火曜日に前月通知分の通知明細書と請求書をお送りします。請求書発行日から40日以内にお振込みください。

確定前通知手続き（通常は不要な手続きです）

	輸出契約等締結
確定前通知	船積確定通知を行うまでの間に、国別引受基準・バイヤー格付の変更、保険事故が生じた場合には、船積確定通知ではなく、「確定前通知」が必要となる場合があります。 本通知が必要な場合、NEXIより事前にご案内いたします。
通知内容の確認	毎週木曜日にWebサービス上に公開される 通知明細書（照合用）にて通知内容をご確認ください。
保険料支払い	毎月第三火曜日に前月通知分の通知明細書と請求書をお送りします。請求書発行日から40日以内にお振込みください。

（２）船積確定通知・変更等手続フロー

船積確定通知手続きフローは上記のとおりです。以下詳細について補足します。

①船積確定通知：船積日の属する月の翌月末までに通知手続きをお願いします。
②通知明細書（照合用）確認：船積確定通知手続き後、翌木曜日（祝日の場合は前営業日）に通知明細書（照合用）を Web サービス上に公開します。通知明細書（照合用）には「基準内（通知内容にエラー無し）」と「基準内以外（エラー有り）」がございますので、必ず内容をご確認いただき、修正が必要な場合には Web より手続きをお願いします。
③通知明細書・請求書：通知いただいた翌月第三火曜日（祝日の場合は前営業日）に通知明細書と請求書をお送りします。請求書記載の支払期限（発行日から 40 日後）内にお支払いをお願いします。

輸出契約等の内容に変更があった場合や、通知明細書に誤りがあった場合には、新規通知時に準じて Web よりお手続きをお願いします。

20XX年４月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
30	31	01	02 通知明細書（照合用）①	03 船積みA実施	04	05
06 船積みA 船積確定通知	07	08	09 通知明細書（照合用）② 船積みA 通知明細書	10	11	12
13 船積みA通知内容修正	14	15	16 通知明細書（照合用）③ 船積みA 修正版通知明細書	17	18	19
20	21 通知明細書 請求書（3月通知分）	22	23 通知明細書（照合用）④	24	25	26
27	28	29	30 通知明細書（照合用）⑤	01	02	03

20XX年５月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
27	28	29	30	01 船積みAに係る輸出契約の内容変更	02	03
04 船積みA 通知内容変更	05	06	07 通知明細書（照合用）⑥ 船積みA 変更通知明細書	08	09	10
11	12	13	14 通知明細書（照合用）⑦	15	16	17
18	19 通知明細書 請求書（4月申込分） 船積みA 通知明細書	20	21 通知明細書（照合用）⑧	22	23	24
25	26	27	28 通知明細書（照合用）⑨	29 4月船積み分 通知〆切日	30	31

（３）手続きの種類と期限について

手続きには５つの種類があります。各種別の内容と手続き可能期間については以下ご参照ください。

種別	手続内容	手続可能期間
新規	新規通知の場合	船積み日の翌月末迄 ※内容変更は同日通知不可
修正	通知確定前に通知内容の誤りを正す場合	新規通知～ 通知明細書（確定）発行の前日迄 ※通知明細書（確定）発行日の通知不可
取消	通知確定前に通知内容を取り消す場合	新規通知～ 通知明細書（確定）発行の前日迄 ※通知明細書（確定）発行日の通知不可
訂正	通知確定後に通知内容の誤りを正す場合	通知明細書（確定）発行日～ 内容変更通知期限迄 ※内容変更と同日通知不可 ※通知明細書（確定）発行日の通知不可
変更	輸出契約等の内容に変更があった場合	輸出契約等変更日の翌月末迄、 かつ内容変更等通知期限迄 ※新規、訂正と同日通知不可

各処理種別と手続き可能期間のイメージ

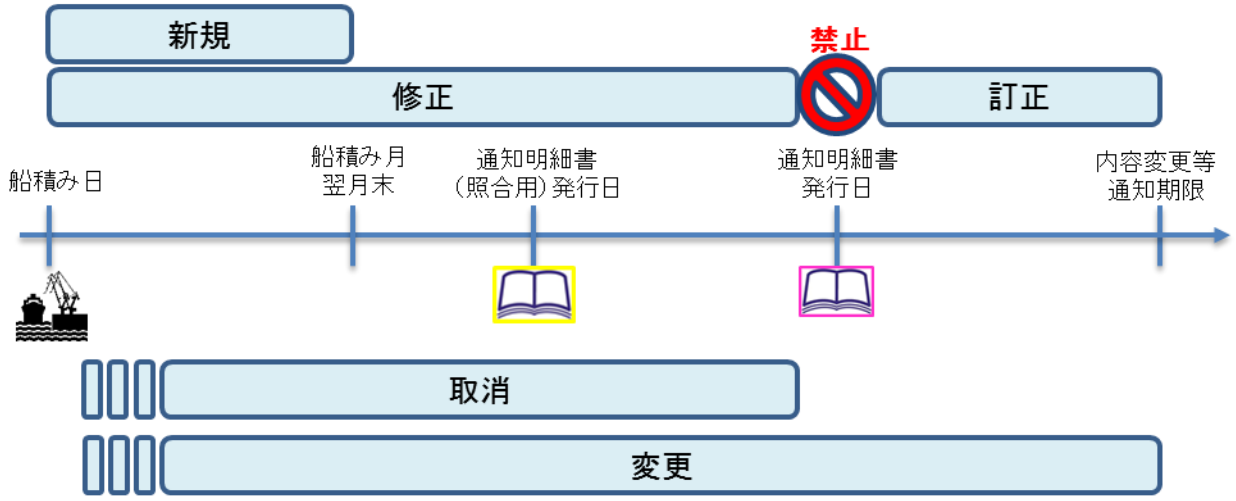

＜補足事項＞

※船積確定通知が通知期限後になされた場合、原則として当該通知日前に発生した事故はてん補されませんので、くれぐれも期限内に通知いただくようお願いします。

※通知期限経過後に通知（新規・変更・訂正）がなされた場合、遅滞理由書の提出が必要となったり、保険料の割増が発生することもございますので、ご留意ください。

※「取消」は同一船積みについて二重通知してしまった場合や、枝番号を誤って変更を通知してしまい取消をする場合の手続きです。輸出契約等がキャンセルになった場合は「変更」でのお手続きが必要となります。

２．通知方法・手順について

（１）「Web 個別入力」と「Excel アップロード」の違い

通知方法には、Web 上の通知画面に直接入力いただく「Web 個別入力」と、Excel フォーマットに入力したものをデータ変換し Web 上にアップロードする「Excel アップロード」の２つがあります。それぞれの方法のメリット・デメリットは下表のとおりです。件数や用途に合わせて通知方法をお選びください。このマニュアルでは「Web 個別入力」による通知方法について解説しています。

申請方法	メリットとデメリット	利用ターゲット
web個別入力	➢雛形機能が利用でき、最小限の修正で通知が可能 ➢入力補助機能が多く、入力漏れを防ぎやすい ➢入力者と通知者が別の場合に適している ➢一度に多くの件数を通知するには不向き	➢通知者と入力者が別担当者である場合。 ➢個々の営業部門が 通知及び管理を行い、管理部門が存在しない場合。
Excel アップロード	➢過去のデータを利用して通知が可能 ➢一度に多くの件数を通知するのに向いている ➢個別入力よりは入力漏れの可能性が高い	➢定期的にまとめて通知を行う場合。 ➢社内で取りまとめた通知データを代表者が一括して通知する場合。

（２）Web 個別入力による通知手順

①ユーザーページログイン

②保険の申込み・変更のお手続き　＞　簡易通知型包括保険　＞　通知入力　を選択

③通知内容入力 ⇒ 保存

通知情報を入力します。各入力項目の詳細については、Ｐ．９「（４）各入力項目の詳細について」及びヘルプ画面をご参照ください。

入力が完了したら保存ボタンを押下します。不備がある場合は画面上部に赤字でメッセージが出ますので、不備を解消してから再度保存ボタンをクリックしてください。

※入力時のエラーチェックは、入力必須項目が入力されているかどうか、国コード及びバイヤーコード（NEXI の国・地域カテゴリー表及び海外商社名簿に登録されているかどうか）、桁数のみチェックをしています。

※一括申請すると入力データ画面を参照することができなくなりますので、データ画面にて通知内容を確認したい場合には雛形保存又は画面印刷をお願いします。

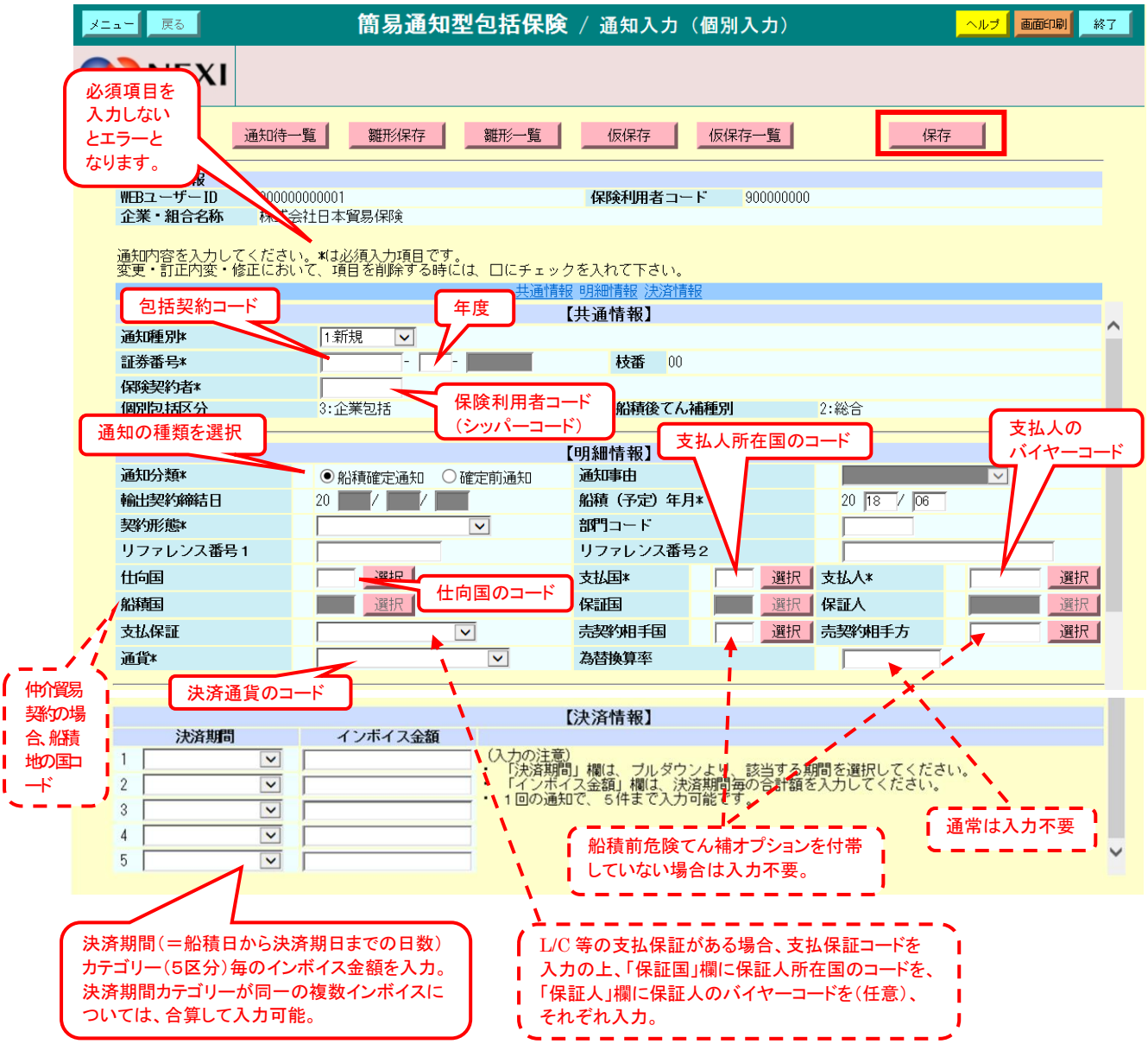

④通知

保存ボタンを押下すると「通知待一覧」画面に移ります。

一括通知ボタンを押下すると、通知待一覧にある案件を一括で通知いただけます。さらに案件を追加する場合は、新規通知ボタンを押下して案件を追加してください。

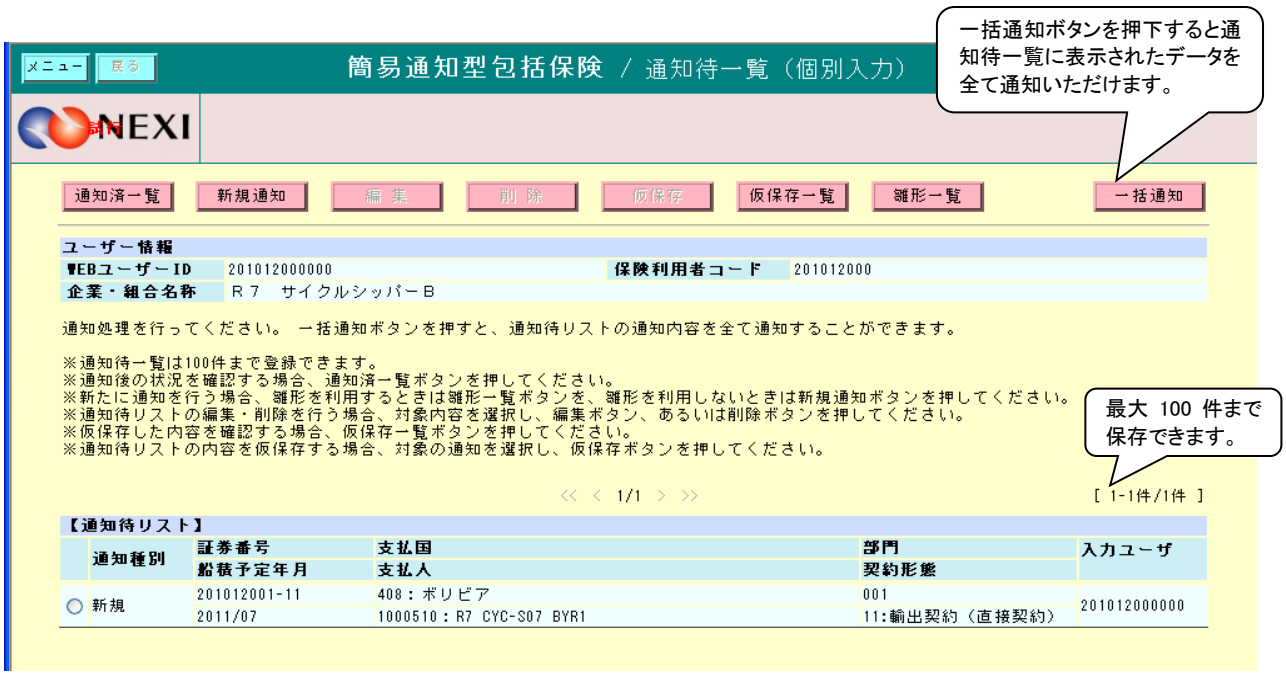

一括通知ボタンを押下すると、ファイル名を入力するダイアログボックスが表示されます。

適当なファイル名を記入し、ファイルを保存してください。なお、ファイルにはお客様が一括通知した案件の情報が記録され、後にダウンロードして閲覧出来るようになります。

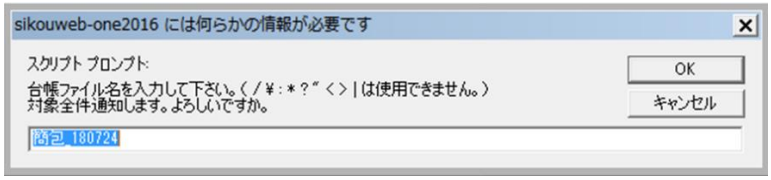

ファイル名を入力し終えると、受付処理が完了致します。これで通知は完了したことになります。

通知済一覧ボタンを押下すると、以前申請を行った一覧画面に遷移致します。

⑤その他機能

個別入力画面では雛形・仮保存等の便利な機能をご用意しています。

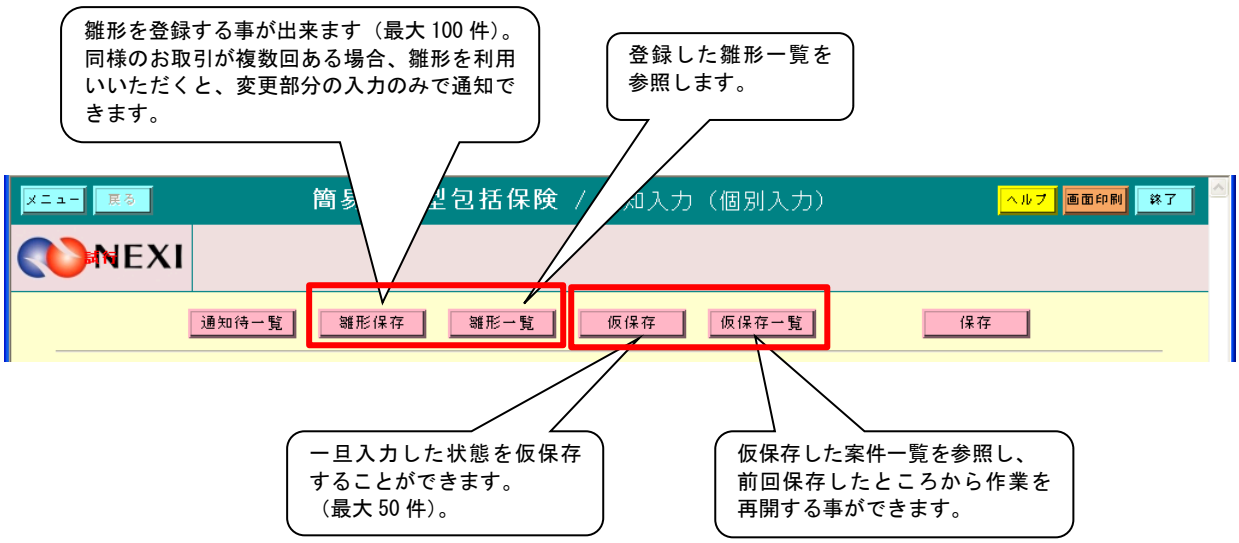

（３）通知済データリストの作成

通知済一覧画面では、通知済み案件のデータを作成する事が出来ます。データには、お客様が実際に Web から通知した案件の情報が CSV ファイル形式で記録されています。

①保険申込み・変更のお手続き ＞ 通知済一覧(個別入力)

②データ作成指示、ダウンロード

作成するデータのチェックボックスにチェックを入れ、データ作成ボタンを押下します。

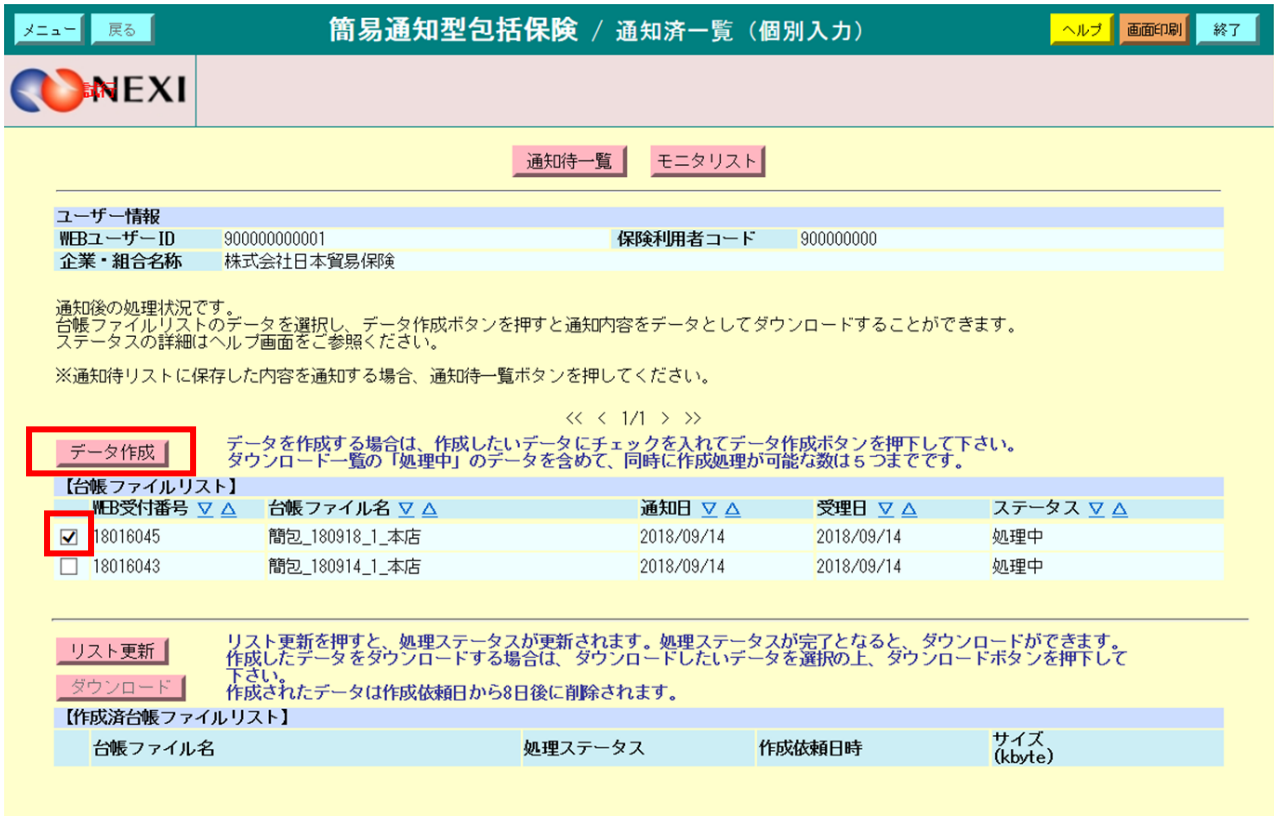

データ作成受付のメッセージが表示されます。

一定時間経過後に、リスト更新ボタンを押下すると、下部に作成されたデータが表示されます。

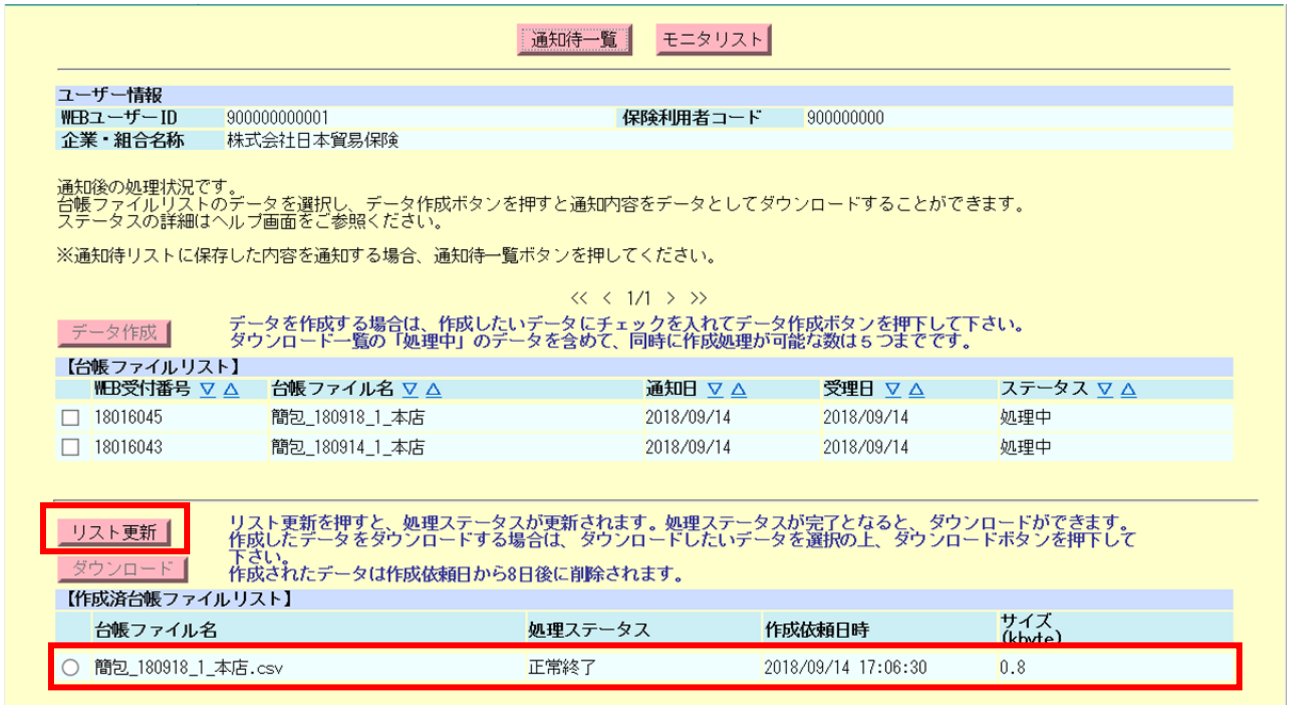

対象データをラジオボタンで選択し、ダウンロードボタンを押下すると、csv ファイル形式のデータをダウンロードできます。

＜Web サービス利用可能日・時間帯＞

平日 7:00～17:30　通知可能です。

平日 17:30～21:00　通知可能ですが、受付は翌営業日となりますのでご注意ください。

（４）各入力項目の詳細について

新規通知時	説明
共通情報	
必須	**・通知種別** 1：新　規　新規に通知を行う場合 2：変　更　新規通知後、輸出契約等に変更があった場合 3：訂正内変　通知明細書(内容確定したもの)発行後に誤記を訂正する場合 4：修　正　通知明細書(内容確定したもの)発行前に誤記を修正する場合 5：取　消　二重に通知をしてしまった場合や、枝番号を誤って内容変更を通知してしまった場合に取消をするとき
必須	**・証券番号（通知番号）** 包括契約コード（9桁）－年度（2桁）－一連番号（6桁） 包括契約コード　保険証券記載の包括契約コード（9桁）を入力ください。 年　度　通知をする日の年度（西暦の下2桁、4月～翌3月を1年度とする）を入力ください。 一連番号　新規通知時には自動採番されますので入力の必要はありません（入力不可）。 新規以外の通知時には、通知明細書に記載された一連番号（6桁）を入力ください。
（新規以外では必須）	**・枝番** 新規通知時には自動的に枝番 00 が設定されます。
必須	**・保険契約者** お客様の保険利用者コード（シッパーコード、9桁）を入力ください。 包括契約コードとは異なりますのでご注意ください。
明細情報	
必須	**・通知分類** 通知の種類を選択してください。 船積確定通知　輸出契約等に係る貨物を船積みした場合に、当該船積日の属する月の翌月末日までに当該船積実績を通知する手続きです。 通常はこちらを選択ください。 確定前通知　輸出契約等の締結後、船積確定通知を行うまでの間に、①国別引受基準又はバイヤー格付の変更により船積確定通知によると引受制限がなされる場合、②保険事故が生じた場合に、お客様が船積みを行うことを予め又は船積み後に通知する手続きです。具体的には、輸出契約等ごとに、船積確定通知済みの金額を控除した残額を通知いただきます。船積（予定）単位での通知ではない点、ご注意ください。 ※確定前通知が必要な場合、NEXI より事前にご案内いたします。

新規通知時	説明
確定前通知では必須	**・通知事由** 確定前通知の場合、通知事由を選択してください。 1:船積後事故　事情発生通知・損失等発生通知を行う場合 2:船積前事故　事情発生通知・損失等発生通知を行う場合 3:非常リスクの悪化　①保険年度中に仕向国又は支払国(保証国があるときは、保証国)が引受停止国となった場合 ②保険年度中に支払国(保証国があるときは、保証国)が条件付引受国となった場合 4:信用リスクの悪化　①保険年度中に輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分(＊R格、＊B格)に変更になった場合 ②保険年度中に輸出契約等の相手方の格付がGS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格又はSA格からEC格又はSC格に変更になり、継続して、更改日において輸出契約等の相手方の格付がEC格又はSC格である場合 5:簡易包括契約解除等　保険契約が解除された場合
確定前通知では必須	**・輸出契約等締結日** 輸出契約や仲介貿易契約を締結した日を入力ください。(西暦の下2桁、月、日)
必須	**・船積年月** 船積(予定)年月を入力ください(西暦の下2桁、月) 確定前通知の場合で、船積予定年月が複数となるときには、最終船積予定年月を入力ください。
必須	**・契約形態** 通知される売買契約の契約形態を選択してください。 なお、ブランクで通知いただきますと、自動で「11:輸出契約」と判断いたします。 11:輸出契約(直接契約) 15:仲介貿易契約
	・部門コード お客様が部門別に通知の管理をされる場合、入力ください。(英数字及びハイフンに限ります)
	・リファレンス番号1　・リファレンス番号2 お客様が参照番号を必要とする場合、適宜入力ください。(例:契約番号、インボイス番号等)
	・仕向国 NEXI が定める国コードを参照の上、貨物の最終仕向先の国コード(3桁)を入力ください。 ブランクで通知いただきますと、支払国と同一と判断いたします。
必須	**・支払国** NEXI が定める国コードを参照の上、支払人の所在する国の国コード(3桁)を入力ください。

<table>
<tr><th>新規通知時</th><th>説明</th></tr>
<tr><td>必須</td><td>・支払人
支払人のバイヤーコード（7桁）を入力ください。
※事前にバイヤーの海外商社名簿登録及び簡易通知型包括保険への登録が必要です。
登録の有無やバイヤーコードが不明な場合は、Web サービスより「海外商社情報照会」をご利用いただくか、NEXI 担当者宛てに照会ください。</td></tr>
<tr><td>仲介貿易契約では必須</td><td>・船積国
仲介貿易契約の場合、必須項目となります。船積地の国コード（3桁）を入力ください。</td></tr>
<tr><td>L/C 決済等の場合は必須</td><td>・保証国
L/C 決済の場合、L/C 発行銀行の所在する国の国コード入力ください。
（発行（確認）銀行が支店の場合であって、支店と本店の所在する国が異なる場合は、
国カテゴリー表上のアルファベット順でいずれか後にくる文字の国コードを記入。）</td></tr>
<tr><td></td><td>・保証人
L/C 決済の場合、L/C 発行銀行のバイヤーコード（7桁）を入力してください。登録の有無やバイヤーコードが不明な場合は Web サービスより「海外商社情報照会」をご利用ください。</td></tr>
<tr><td>L/C 決済等の場合は必須</td><td>・支払保証（輸出契約等に支払保証が付されている場合）
L/C など支払保証が付く場合、以下の支払保証コードから該当コードを選択してください。
（例：取消不能信用状＝ILC の場合は90を選択）
<table>
<tr><td>90</td><td>ILC（Irrevocable Letter of Credit）</td></tr>
<tr><td>10</td><td>円借款</td></tr>
<tr><td>11</td><td>無償援助</td></tr>
<tr><td>20</td><td>IBRD（国際復興開発銀行）</td></tr>
<tr><td>21</td><td>IDA（国際開発協会）</td></tr>
<tr><td>22</td><td>IFC（国際金融公社）</td></tr>
<tr><td>23</td><td>ADB（アジア開発銀行）</td></tr>
<tr><td>24</td><td>JBIC（国際協力銀行）</td></tr>
<tr><td>41</td><td>AFDB（アフリカ開発銀行）</td></tr>
<tr><td>42</td><td>AFDF（アフリカ開発基金）</td></tr>
<tr><td>44</td><td>IDB（米州開発銀行）</td></tr>
<tr><td>47</td><td>CDB（カリブ開発銀行）</td></tr>
<tr><td>48</td><td>EDF（欧州開発銀行）</td></tr>
<tr><td>49</td><td>EIB（欧州投資銀行）</td></tr>
<tr><td>74</td><td>IFAD（国際農業開発基金）</td></tr>
<tr><td>75</td><td>EBRD（欧州復興開発銀行）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>・売契約相手国
船積前危険てん補オプションを付帯していない場合は入力不要です。
船積前危険てん補オプションを付帯している場合であって、支払人と契約相手方が異なるときに限り、売契約相手方の所在国の国コード（3桁）を入力ください。その場合でも、支払国と同じであれば入力の必要はありません。</td></tr>
</table>

新規通知時	説明
	・売契約相手方 船積前危険てん補オプションを付帯していない場合は入力不要です。 船積前危険てん補オプションを付帯している場合であって、支払人と売契約相手方が異なるときに限り、契約相手方のバイヤーコード（7桁）を入力ください。その場合でも、支払人と同じであれば入力の必要はありません。
必須	**・通貨** 輸出契約等における決済通貨を入力してください。
	・為替換算率 該当する通貨コードがない場合、または三菱 UFJ 銀行以外の為替レートを使用する場合は、輸出契約等の締結日において銀行が提示する対顧客直物電信買相場（TTB レート）の始値を入力ください。
決済情報	
必須	**・インボイス金額** 船積確定通知の場合、「船積日から決済期限までの日数」を確認の上、下記の決済期間ごとに、インボイス金額を入力ください。複数インボイス分を合算して入力いただいても結構です。 確定前通知の場合、輸出契約等ごとに、未船積みとなっている契約残高を入力ください。 0　：前払決済 30　：1～30日 60　：31～60日 90　：61日～90日 180：91日～180日 365：181日～365日 ※前払決済部分は、確定前通知且つ船積前危険てん補オプション付帯時に限り入力必須です。 それ以外の場合、入力及び通知は任意です。（保険料は発生しません。）

３．通知内容の確認方法

通知内容に不備がないか確認する方法として（１）モニタリスト、（２）通知明細書(照合用)、の２つがあります。各方法の詳細については以下をご参照ください。

（１）モニタリストによる通知内容のエラーチェック

モニタリストとは、実際にお客様が通知した案件のエラー有無を表示する帳票です。
通知の数分後にはモニタリスト（PDF ファイル形式）のダウンロードが可能です。
※17:30 以降に通知された場合は、翌営業日の 8 時以降にモニタリストが作成されます。

モニタリスト出力方法

①保険の申し込み・変更のお手続き ＞ 簡易通知型包括保険 ＞ モニタリストダウンロード

②検索条件の入力→検索

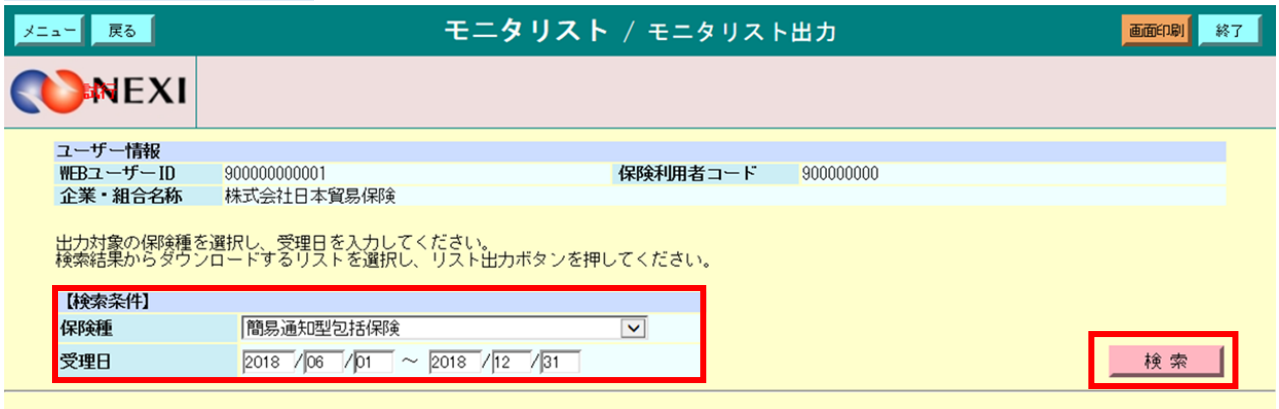

③データの選択→リスト出力

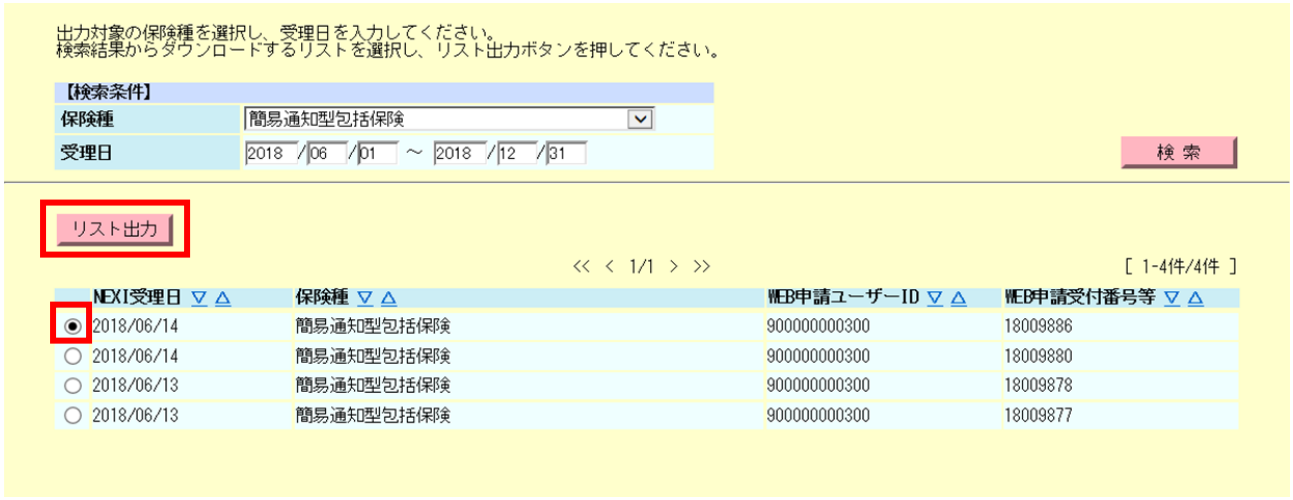

モニタリストのイメージ

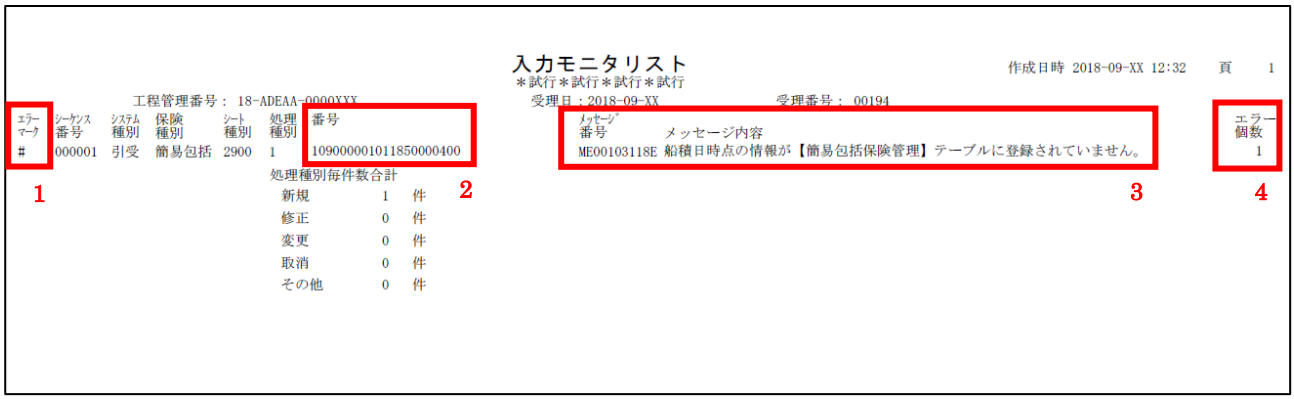

確認いただきたい項目

１：エラーマーク	通知内容にエラーがある場合には以下の記号が表示されます。 ＊：通知データを受理できておりません。再度通知ください。 ＃：通知データに誤りがあります。通知明細書(照合用)を確認のうえ修正ください。
２：証券番号	エラーマーク「＃」の場合等に表示されます。
３：メッセージ	エラーメッセージが表示されます。内容が不明な場合、NEXI 担当者にお問い合わせください。
４：エラー個数	通知内容に誤りがある場合、エラー個数が表示されます。

（２）通知明細書(照合用)の確認方法

毎週木曜日に Web サービス上に公開する通知明細書(照合用)には「基準内」と「基準内以外」の２種類があります。以下の手順で Web サービスよりダウンロードしてください。

通知明細書(照合用)ダウンロード方法

保険の申し込み・変更のお手続き ＞ 簡易通知型包括保険 ＞ 手続状況照会/公開情報一覧

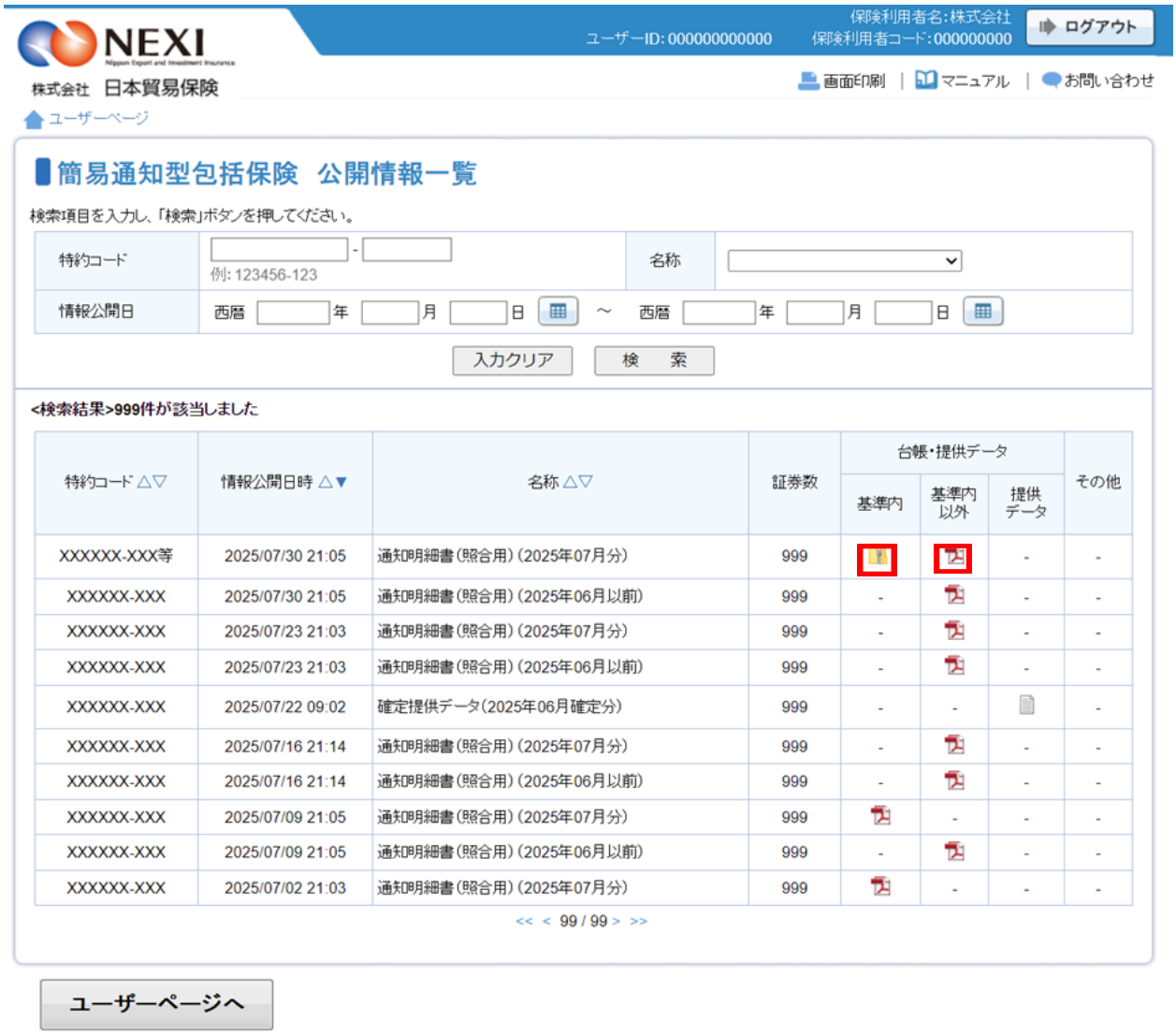

「簡易通知型包括保険　公開情報一覧画面」の基準内または基準内以外列の Zip または PDF アイコンをクリックすると、通知明細書(照合用)をダウンロードできます。基準内には基準内案件が、基準内以外には基準内以外案件が記載されています。

※一社で複数部門が存在する場合、部門ごとの PDF を一つの Zip ファイルにしています。

ダウンロードされましたら以下ご参照の上、内容の確認をお願します。

①「基準内」の場合

通知内容にエラーがない場合は「基準内」と記載された明細書が公開されます。
通知内容に誤りがないかご確認ください。
※「基準内」通知明細書は一度しか出力されません。

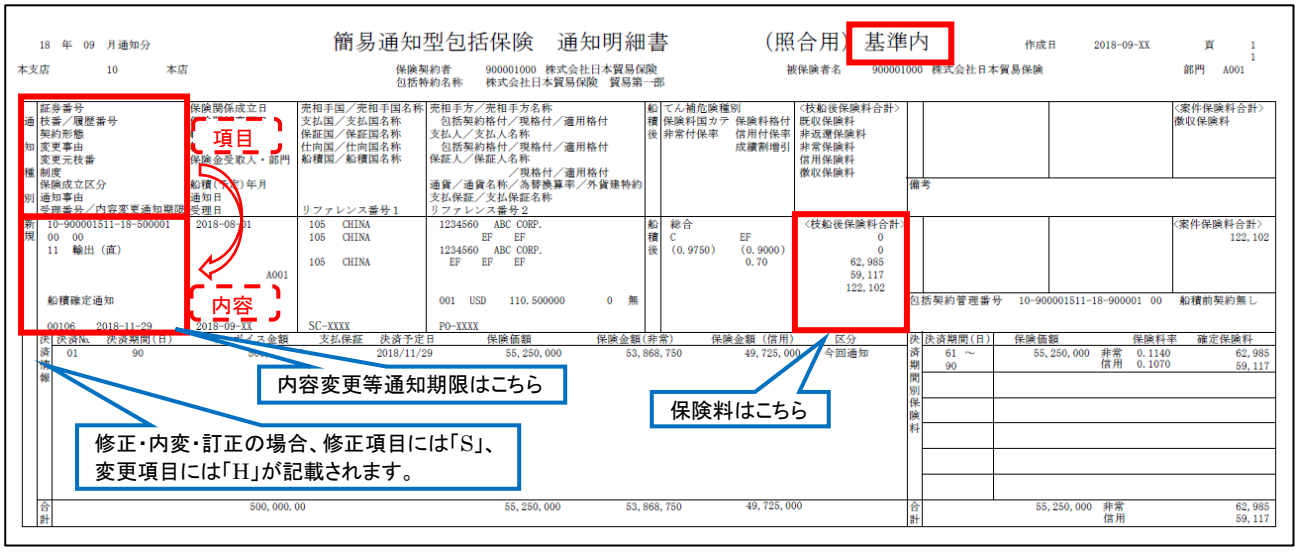

②「基準内以外」の場合

通知内容にエラーがある場合には、「基準内以外」と記載された明細書が公開されます。
以下ご参照の上、内容を確認いただき、必要に応じて「修正」手続きをお願い致します。
※「基準内以外」通知明細書は、エラーが解消され「基準内」となるまで毎週出力されます。

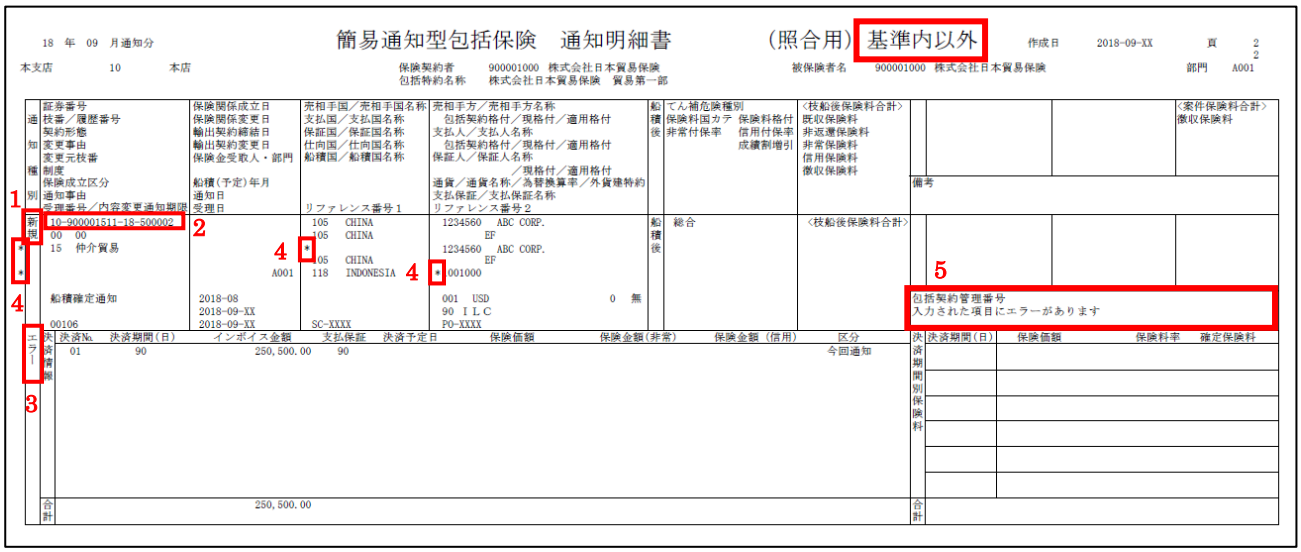

確認いただきたい点

１：通知種別	修正・変更・訂正の場合、修正項目に「S」、変更・訂正項目に「H」が表示されます。ただし修正の場合はブランク表示となります。
２：証券番号	修正・取消・変更・訂正の際には証券番号が必要です。
３：案件自動審査結果	この欄に以下いずれかの項目が表示されます。 ・エラー：通知内容にエラーがあるため修正が必要です。 ・自動再：一時的なエラーが生じていますが自動的に解消されます。 ・担当者：NEXI 担当者が内容を確認し、対応方法等についてご案内します。 ・基準外：引受基準を逸脱するため受け付けられない通知内容です。
４：エラーマーク	エラー対象となった項目の左側、及びエラーの存在する行の先頭に「＊」又は「＃」マークが表示されます。
５：メッセージ	エラーメッセージが表示されます。エラーの内容・エラーの解消方法が不明な場合、NEXI 担当者にお問い合わせください。

4．内容変更通知について

船積確定通知又は確定前通知後、お客様が輸出契約等の内容を変更した場合、その変更内容が以下の「重大な変更」に該当する場合には、変更の生じた日の翌月末日まで、且つ内容変更等通知期限（船積確定通知又は確定前通知に記載された船積月の翌月の１日に通知ユーザンス日数を加えた日。通知明細書に記載されています。）までに Web より必ず変更手続をお願いします。
重大な変更に該当しない変更の場合、変更手続は任意となります。契約変更後の内容での保険カバーをご希望の場合には変更手続をお願いします。

＜重大な変更＞

①船積日から代金の決済期限までの期間の変更（決済期限を延期し、通知時のカテゴリーが変更となる場合に限る。また船積日から決済期限までの期間が１年を超える場合を除く。）
⇒通知要否については**下表**を参照ください。
②支払保証の変更
③表示通貨の変更
④相手方、支払人又は NEXI が L/C 発行（確認）者を特定している場合の当該保証人の変更
⑤仕向国、支払国又は保証国の変更

「船積日～決済期限」期間変更時の通知要否

変更前の期間（船積日～決済期限）	変更後の期間（船積日～決済期限）						
	前受	1～30 日	31～60 日	61～90 日	91～180 日	181～365 日	1 年超
前受	否	要	要	要	要	要	否
1～30 日	否	否	要	要	要	要	否
31～60 日	否	否	否	要	要	要	否
61～90 日	否	否	否	否	要	要	否
91～180 日	否	否	否	否	否	要	否
181～365 日	否	否	否	否	否	否	否

５．船積確定通知の具体的入力例

（１）新規

①T/T 45 days after B/L date

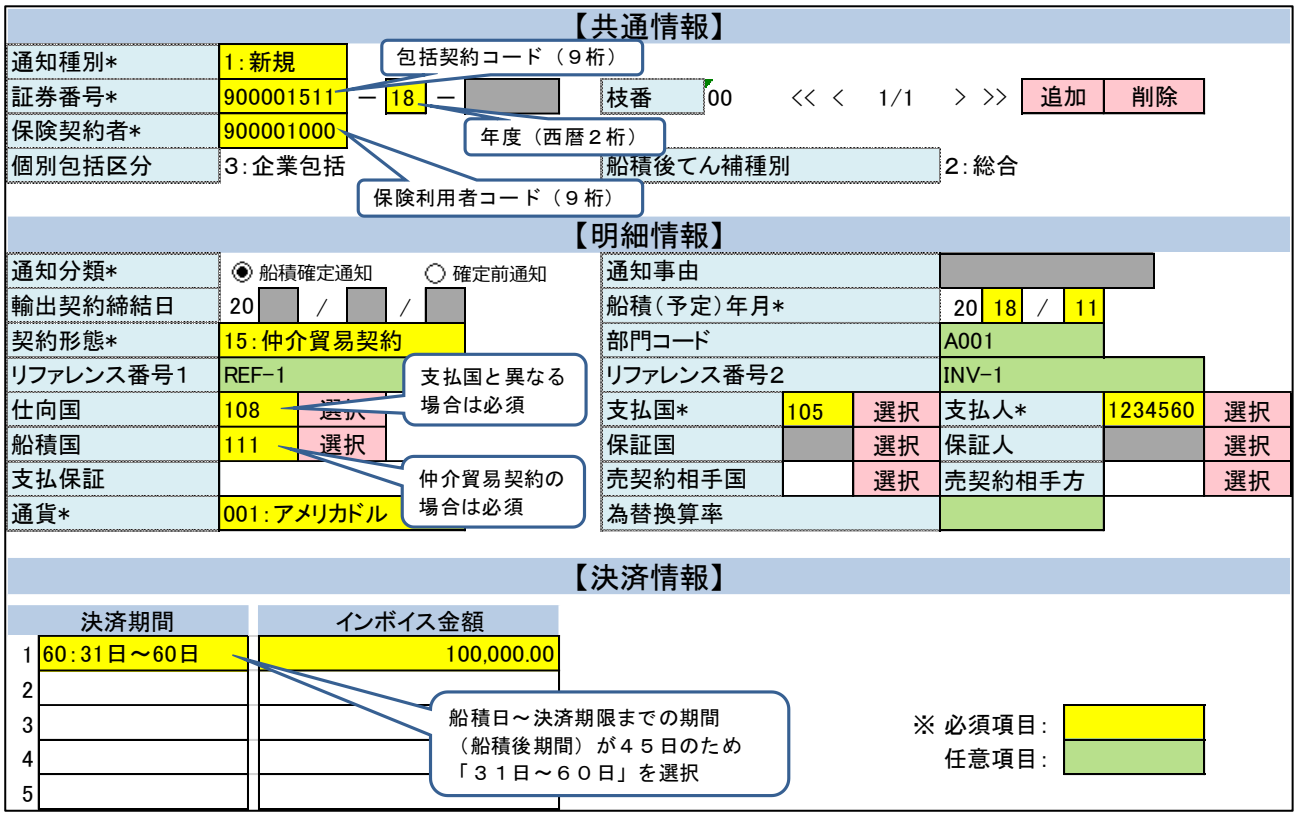

②L/C at sight

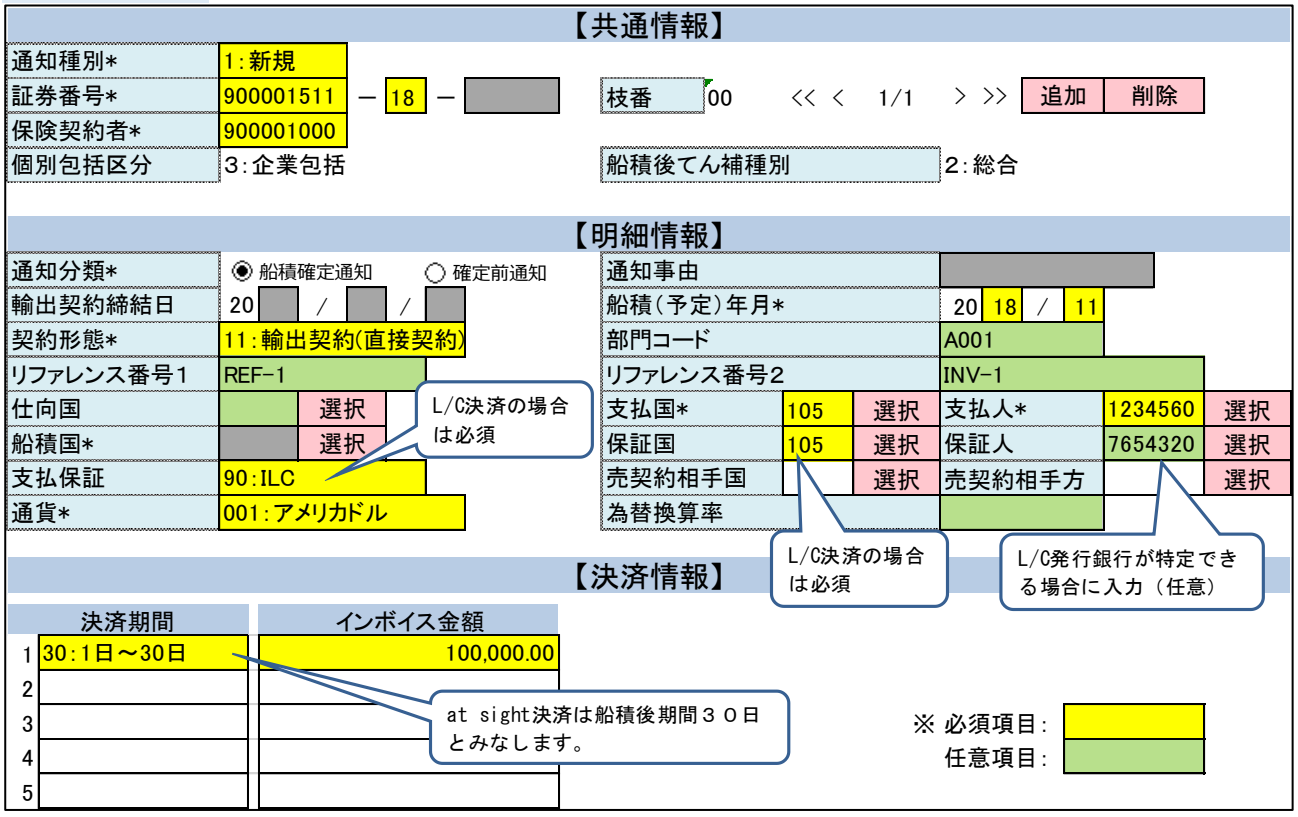

③一部前払い

30% Advance Payment, 70% T/T 90 days after B/L date

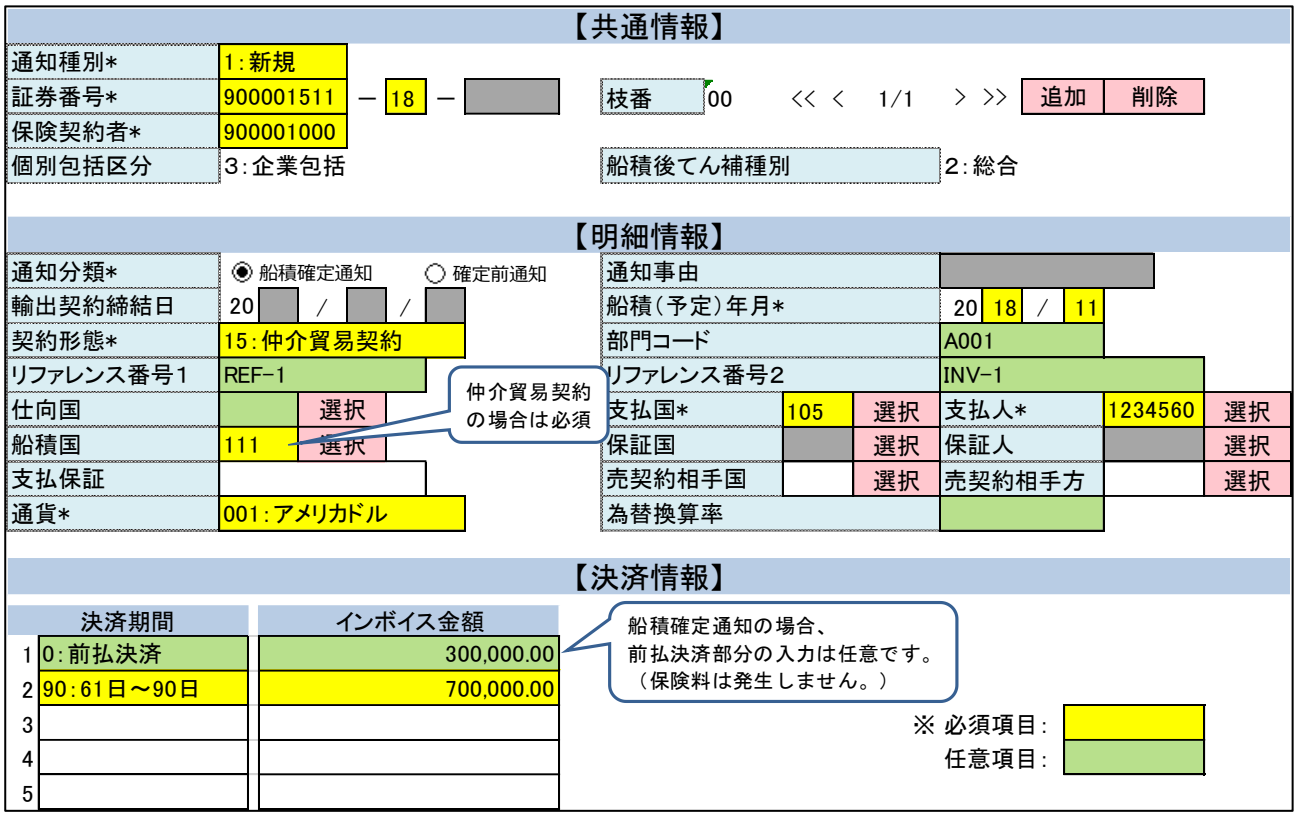

④手形一覧後定期払い

50% D/A 60 days after sight, 50% D/A 120 days after sight

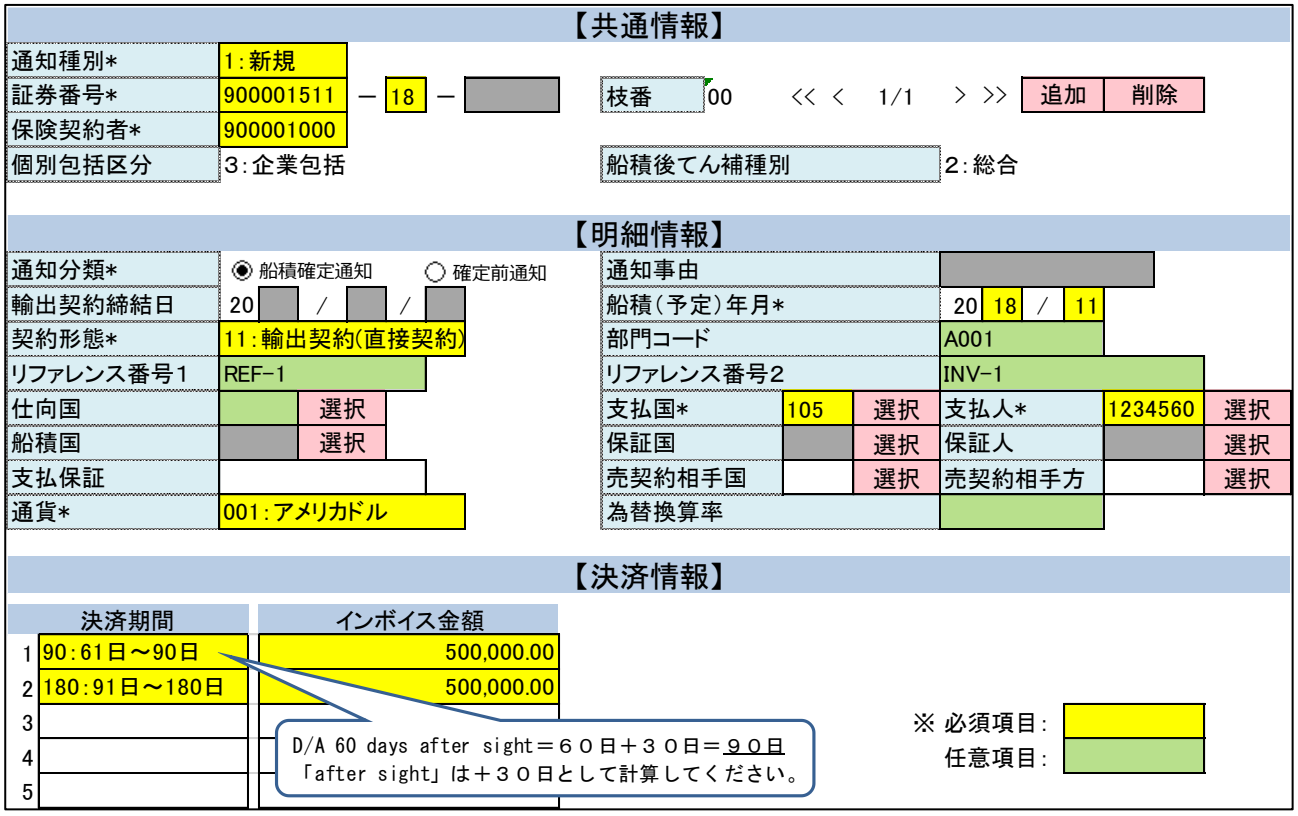

⑤貨物到着時払い（DDP 条件の例）

T/T 60 days after Receipt of Cargo

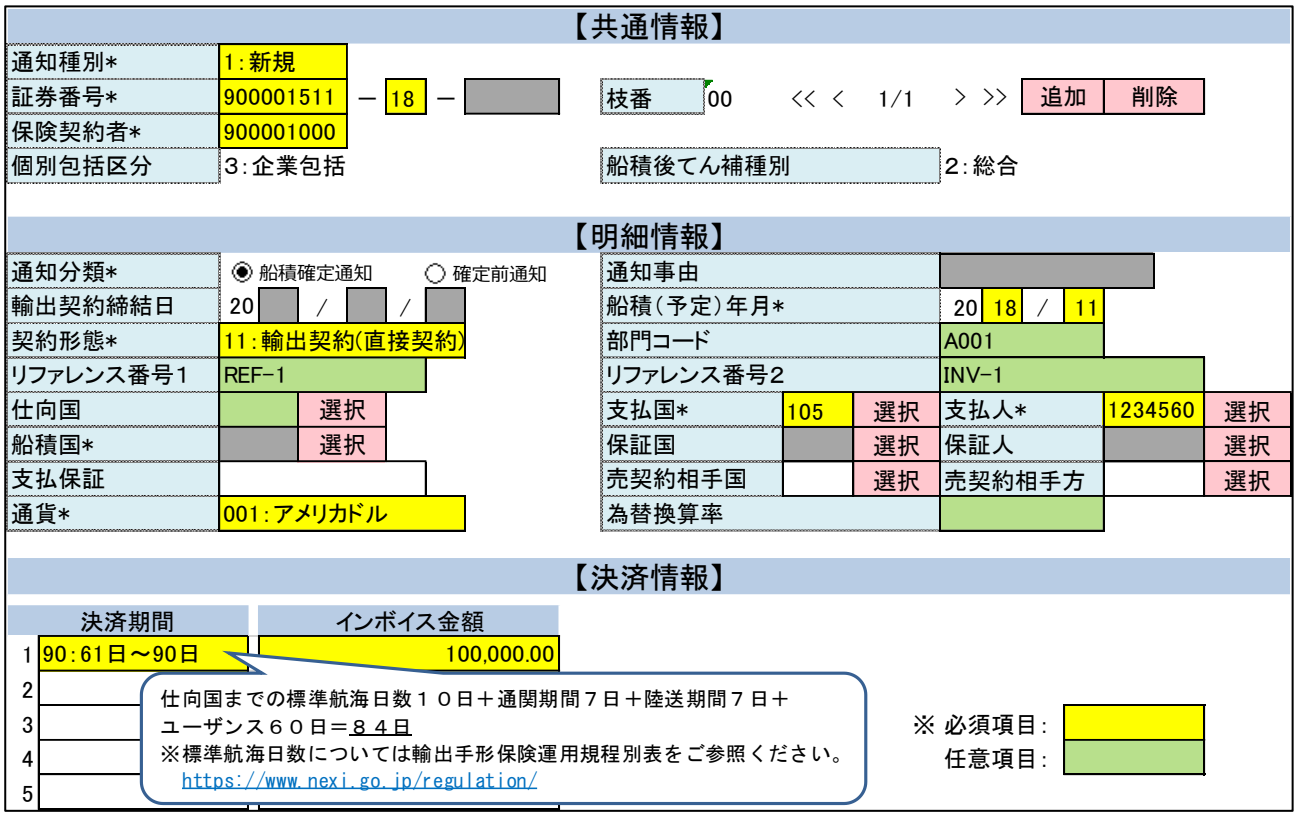

（２）修正

通知明細書・保険料請求書発行前に通知内容の誤記を修正する場合

【例】T/T 60 days after B/L date → T/T 90 days after B/L date

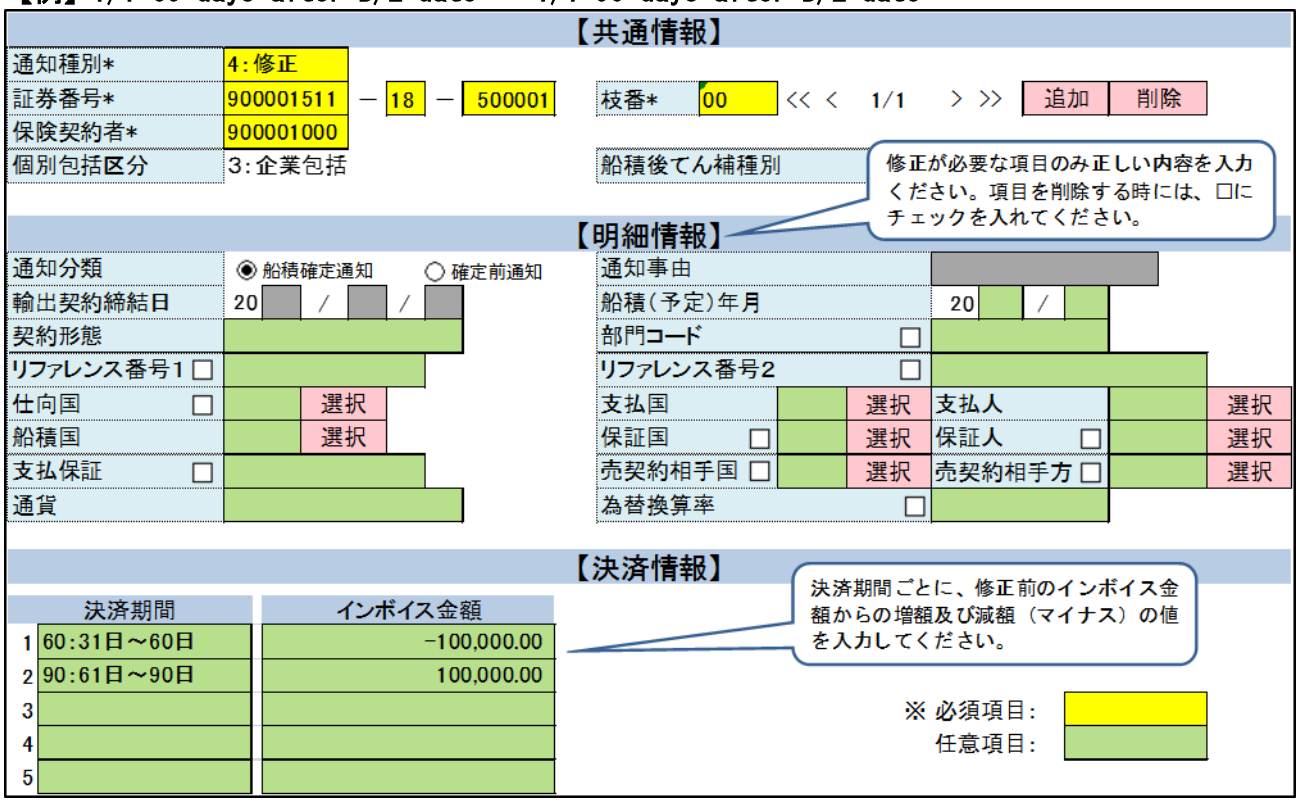

（３）取消

通知明細書・保険料請求書発行前に二重通知等により通知そのものを取り消す場合

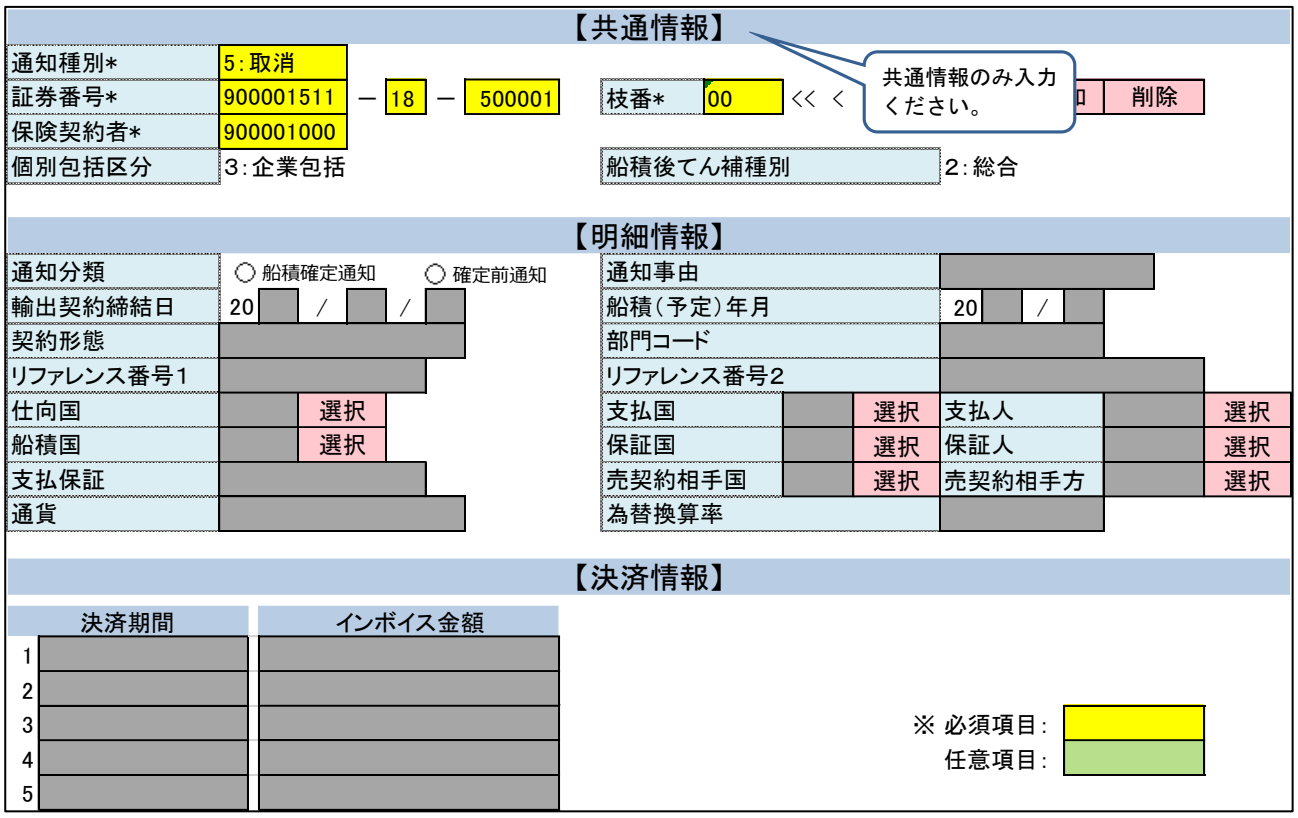

（４）訂正

通知明細書・保険料請求書発行後に通知内容の誤記を訂正する場合

【例】T/T 60 days after B/L date → T/T 90 days after B/L date

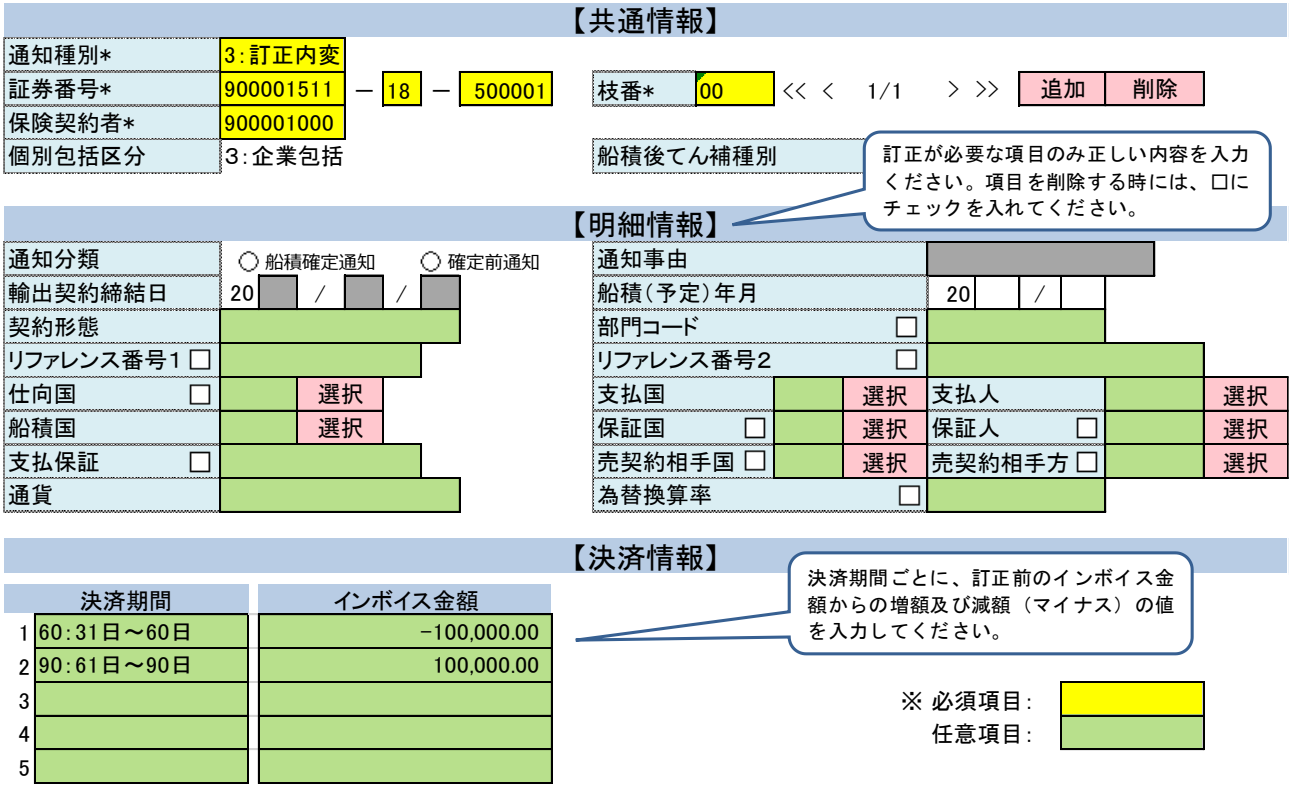

（５）変更

輸出契約等の内容変更を通知する場合

①決済期限の延長

【例】T/T 90 days after B/L date → T/T 180 days after B/L date

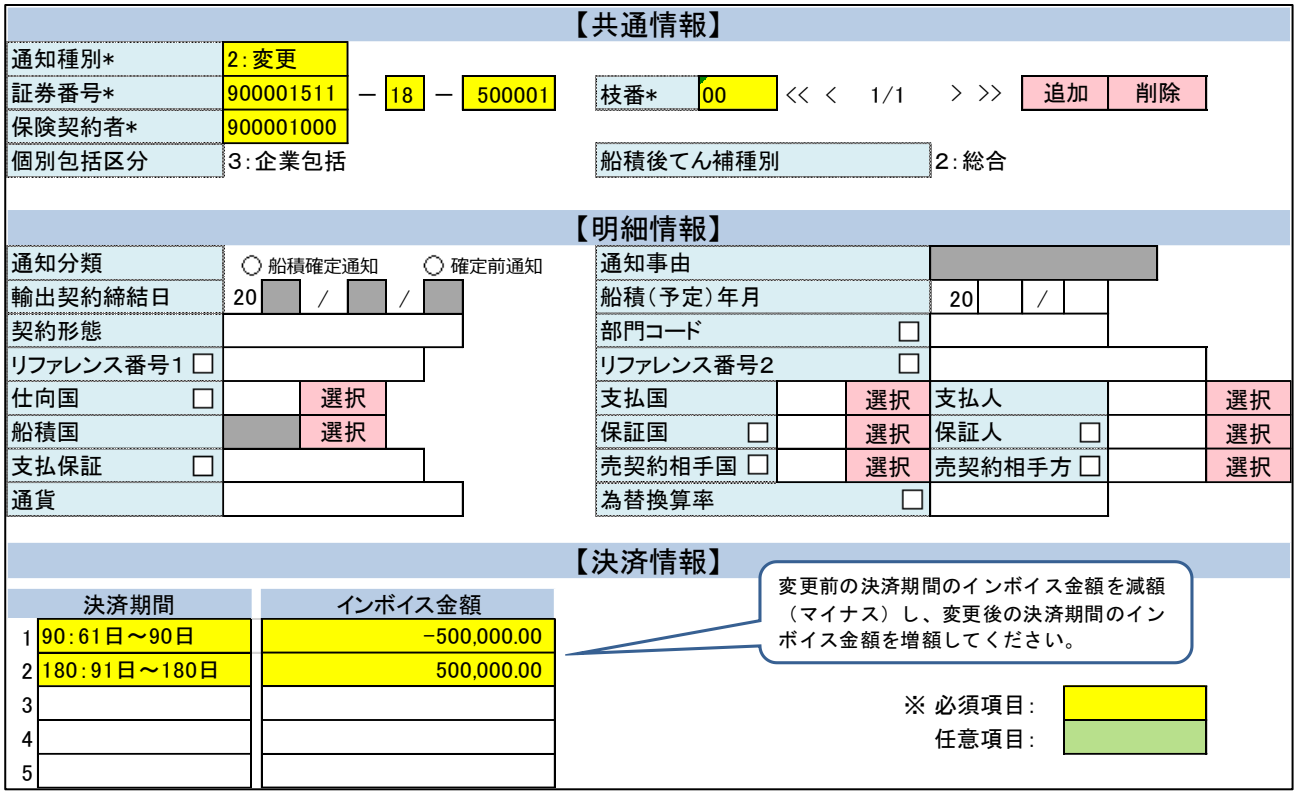

②支払人の変更

【例】売契約相手方・支払人：Ａ国所在のＸ社 → Ｂ国所在のＹ社

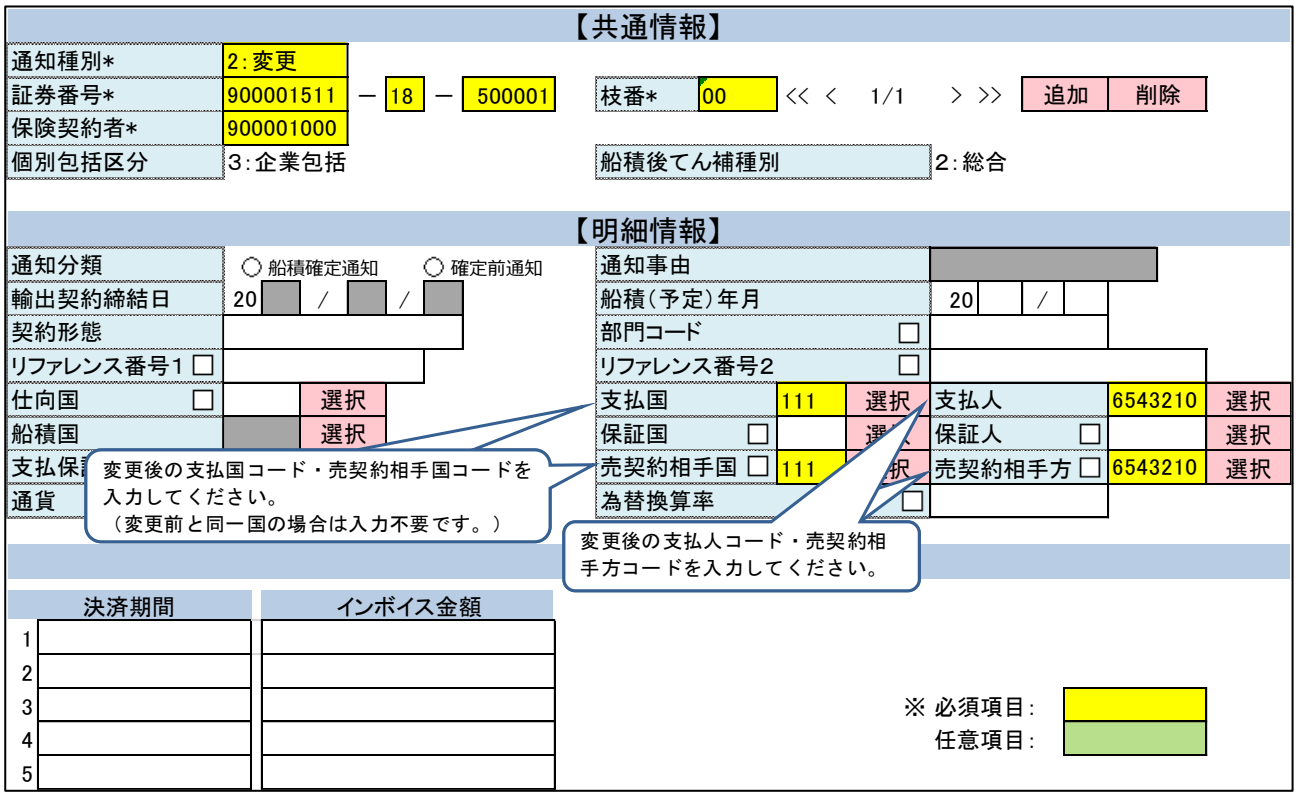

③通貨の変更

【例】インボイス金額：USD 500,000.00 → 50,000,000 円

※通貨の変更は同一枝では行えないため、元枝（以下の事例では枝 00）のインボイス金額（USD）をゼロに減額し、新枝（同枝 01）を作成して JPY 分の通知が必要です。

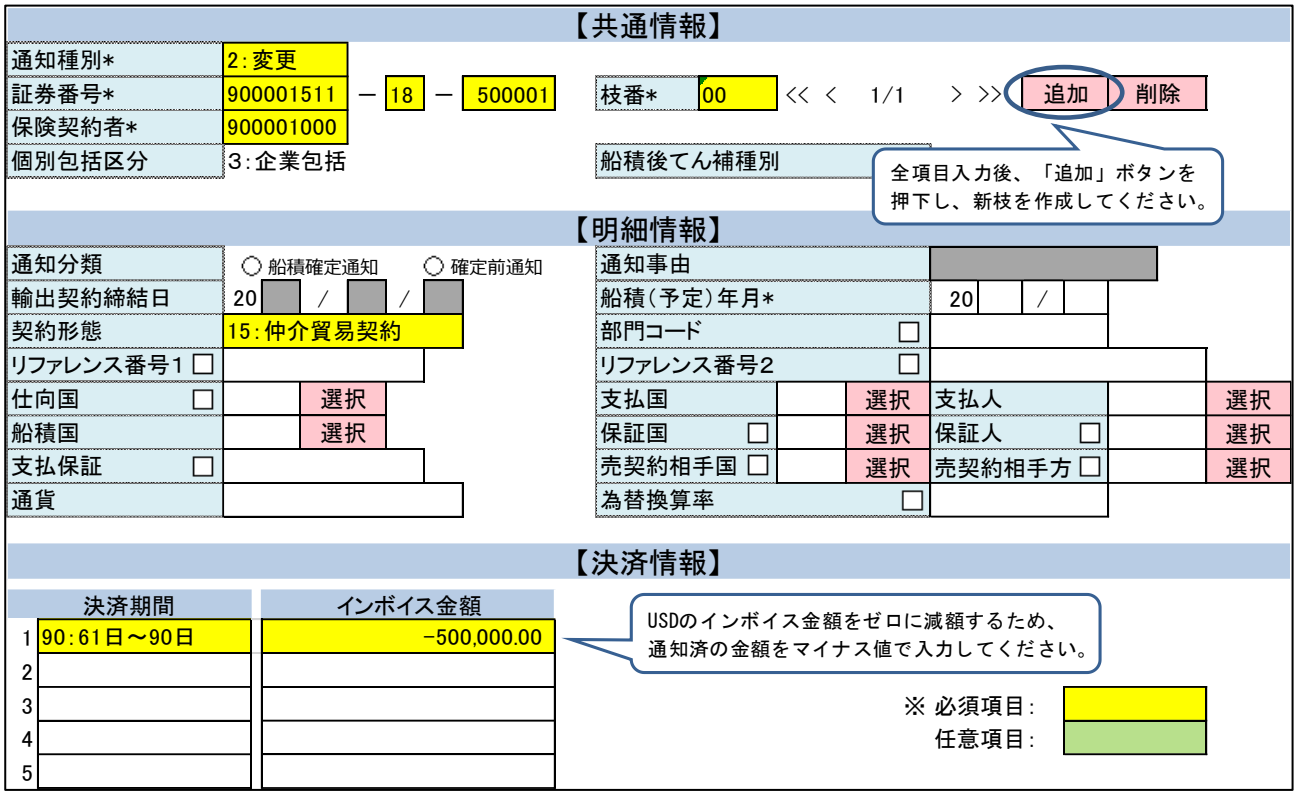

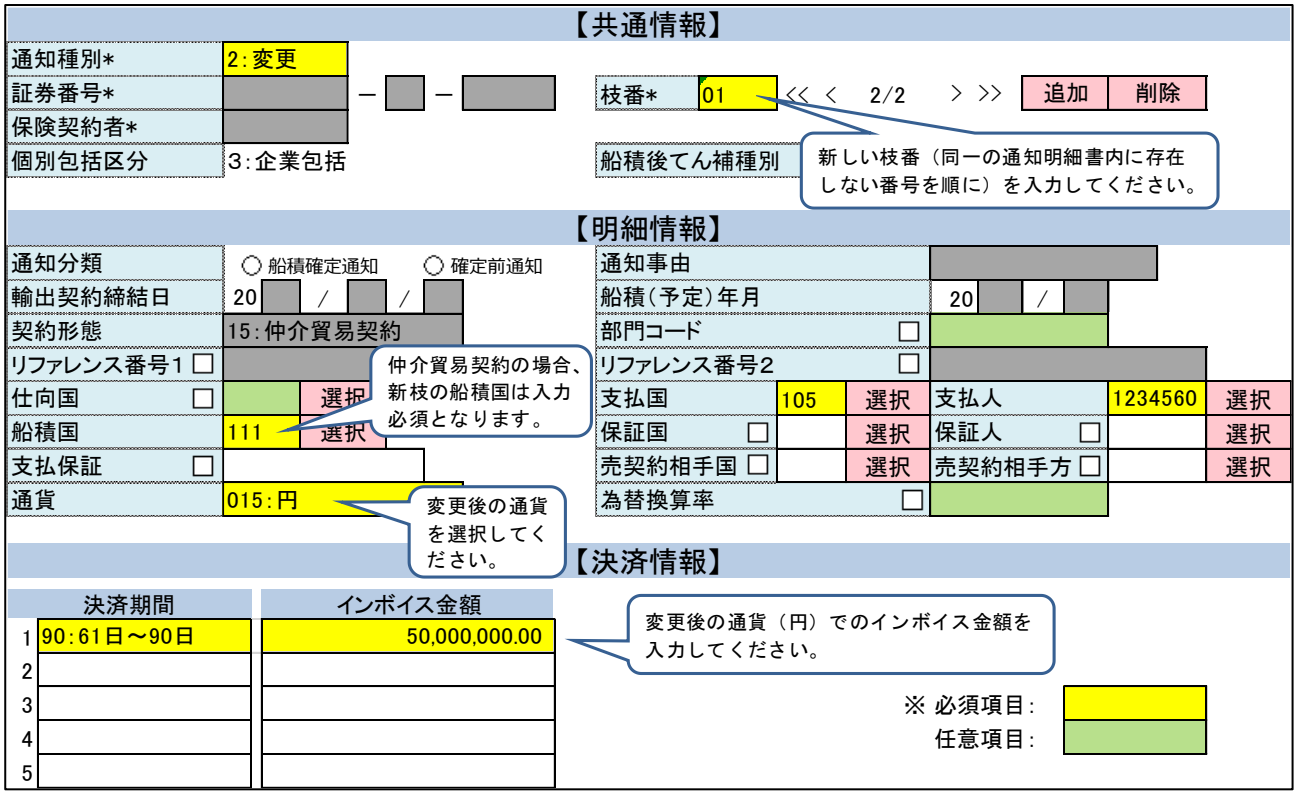

６．確定前通知の具体的入力例

（１）新規

①T/T 45 days after B/L date

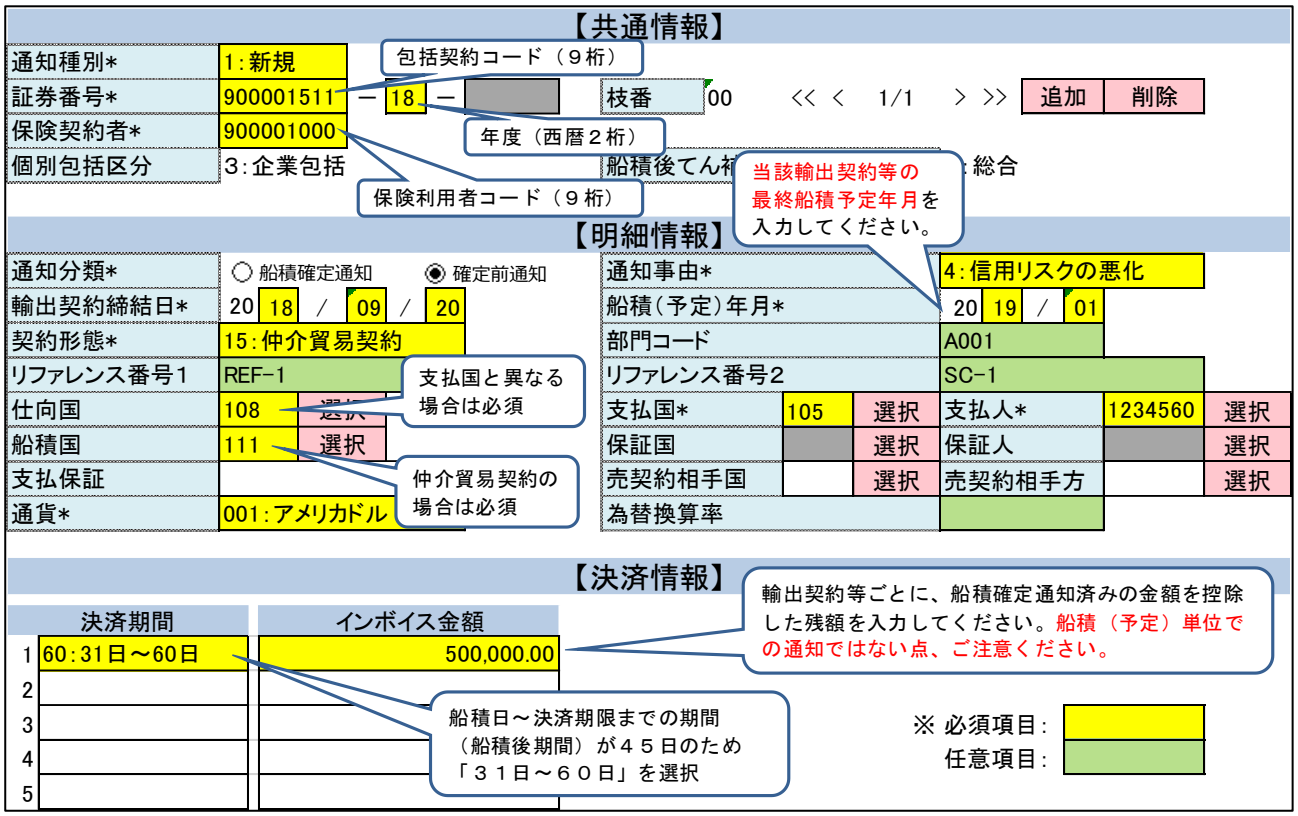

②一部前払い

30% Advance Payment, 70% T/T 90 days after B/L date

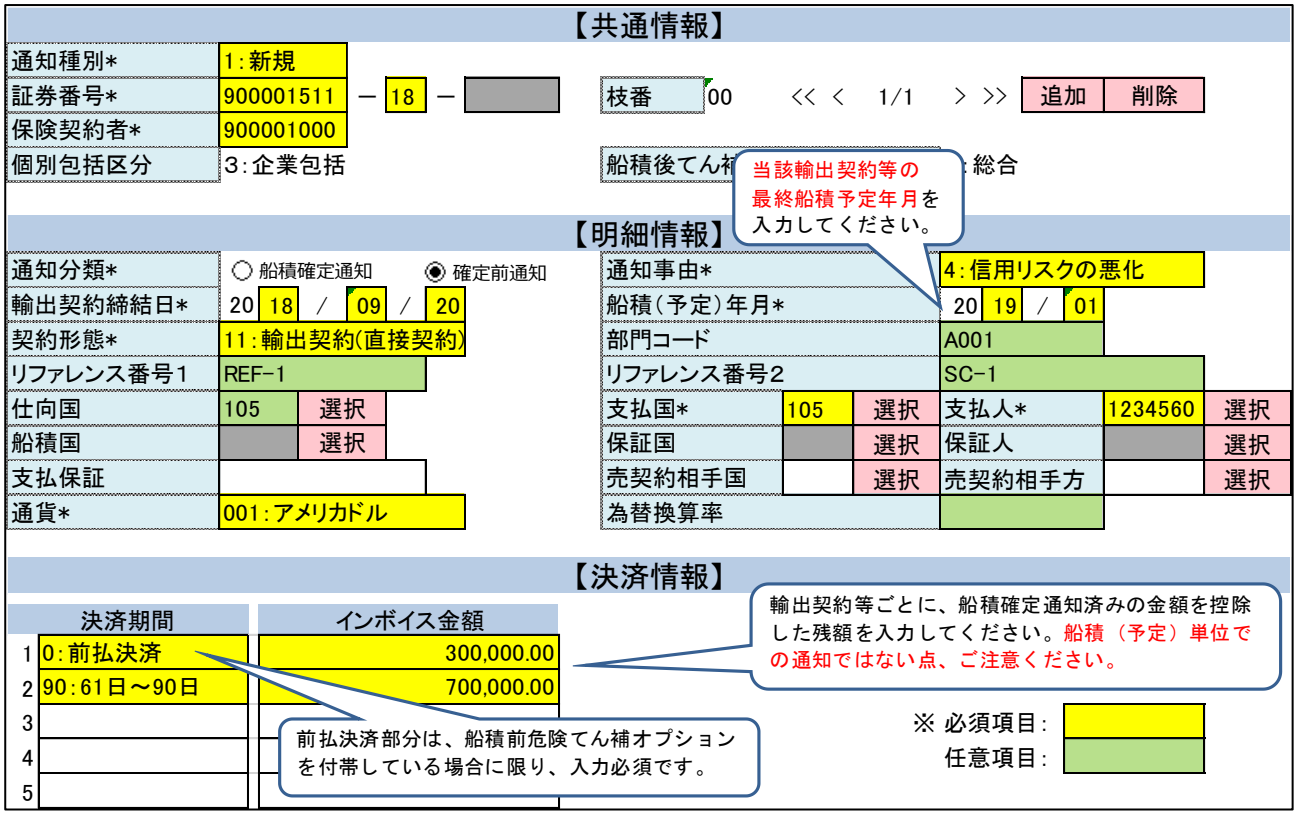

（２）変更

輸出契約等の内容変更を通知する場合

①契約金額の減額

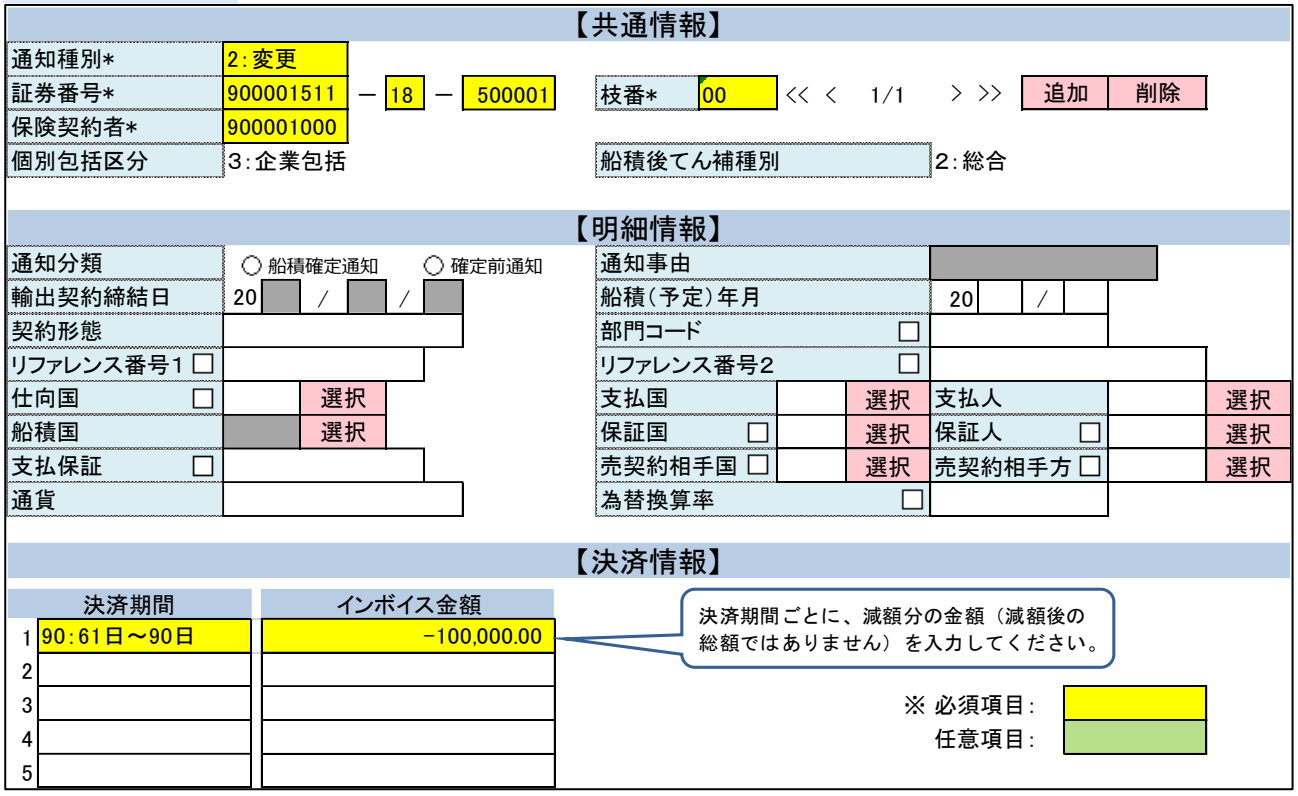

②契約キャンセル

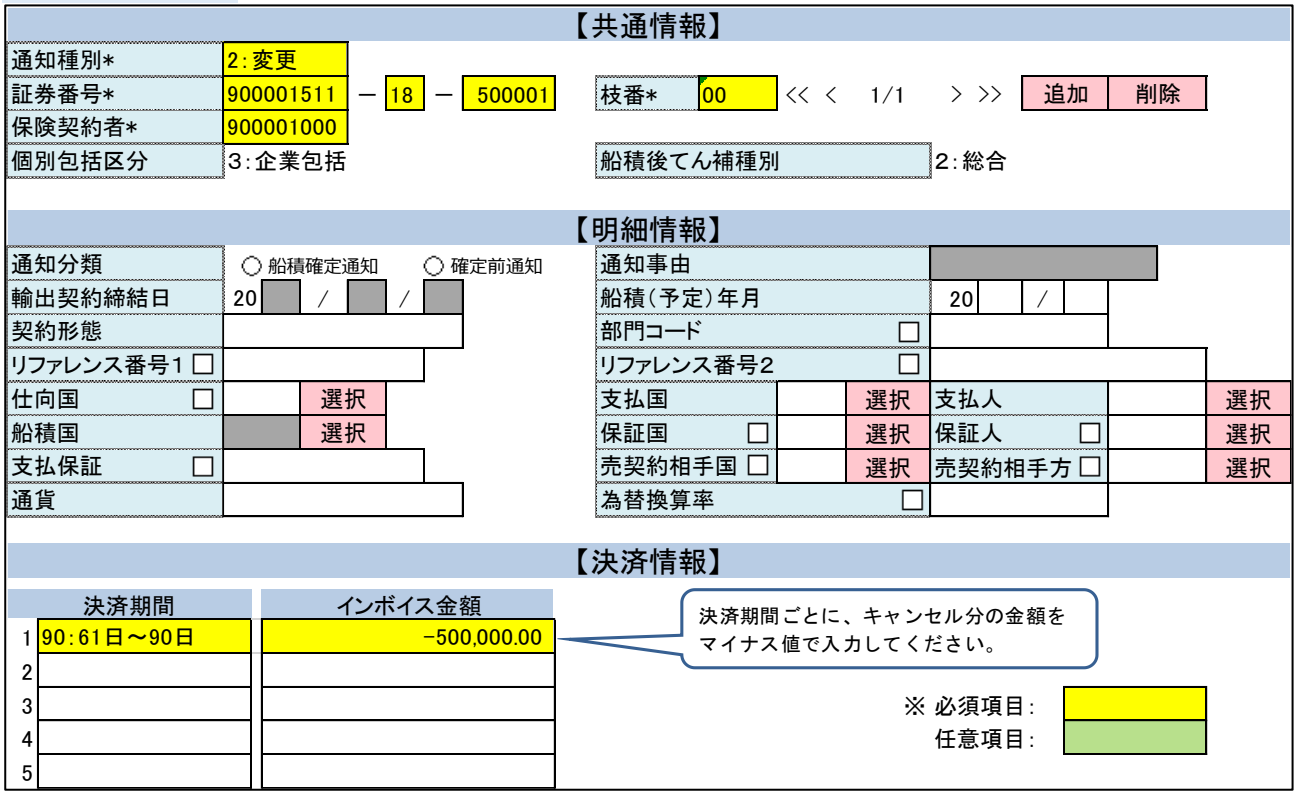

③支払人の一部変更

※支払人の一部変更は同一枝では行えないため、元枝（以下の事例では枝 00）のインボイス金額を減額し、新枝（同枝 01）を作成して支払人が変更された分の金額の通知が必要です。

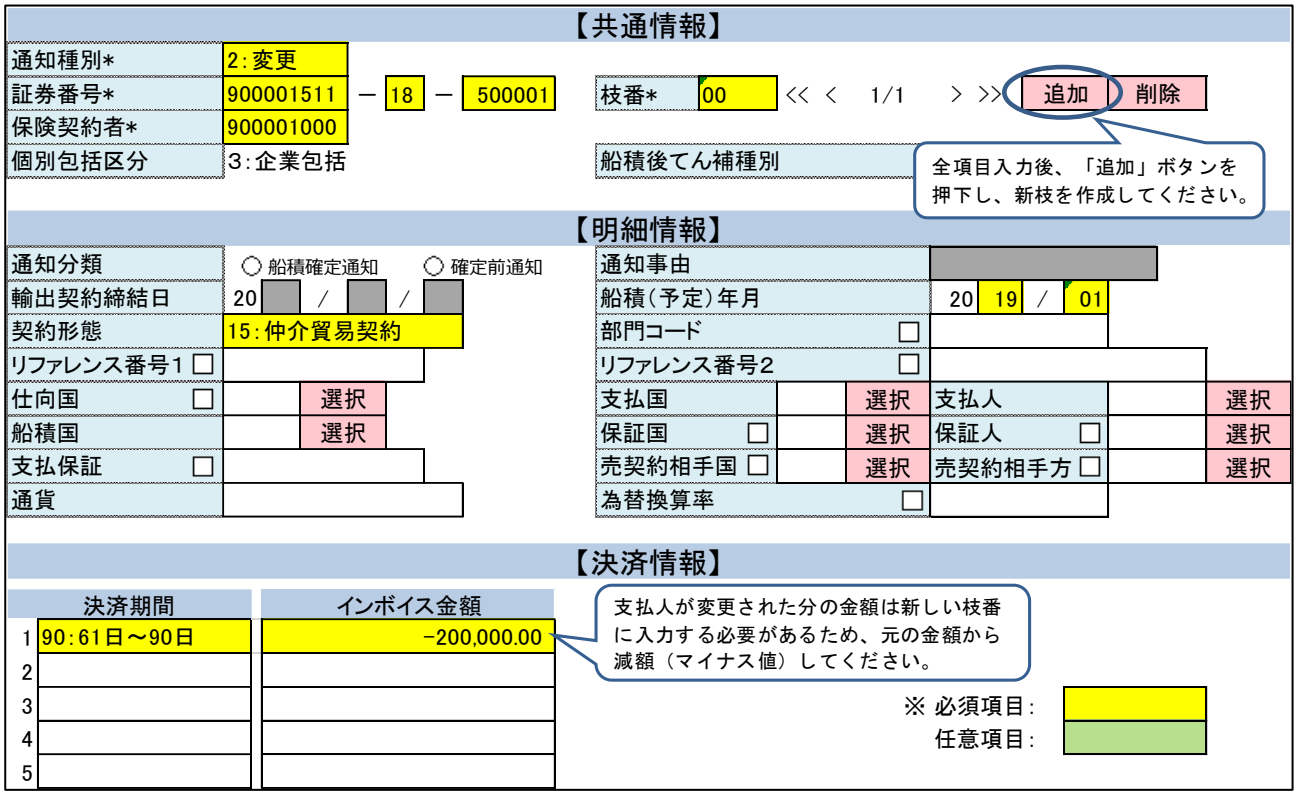

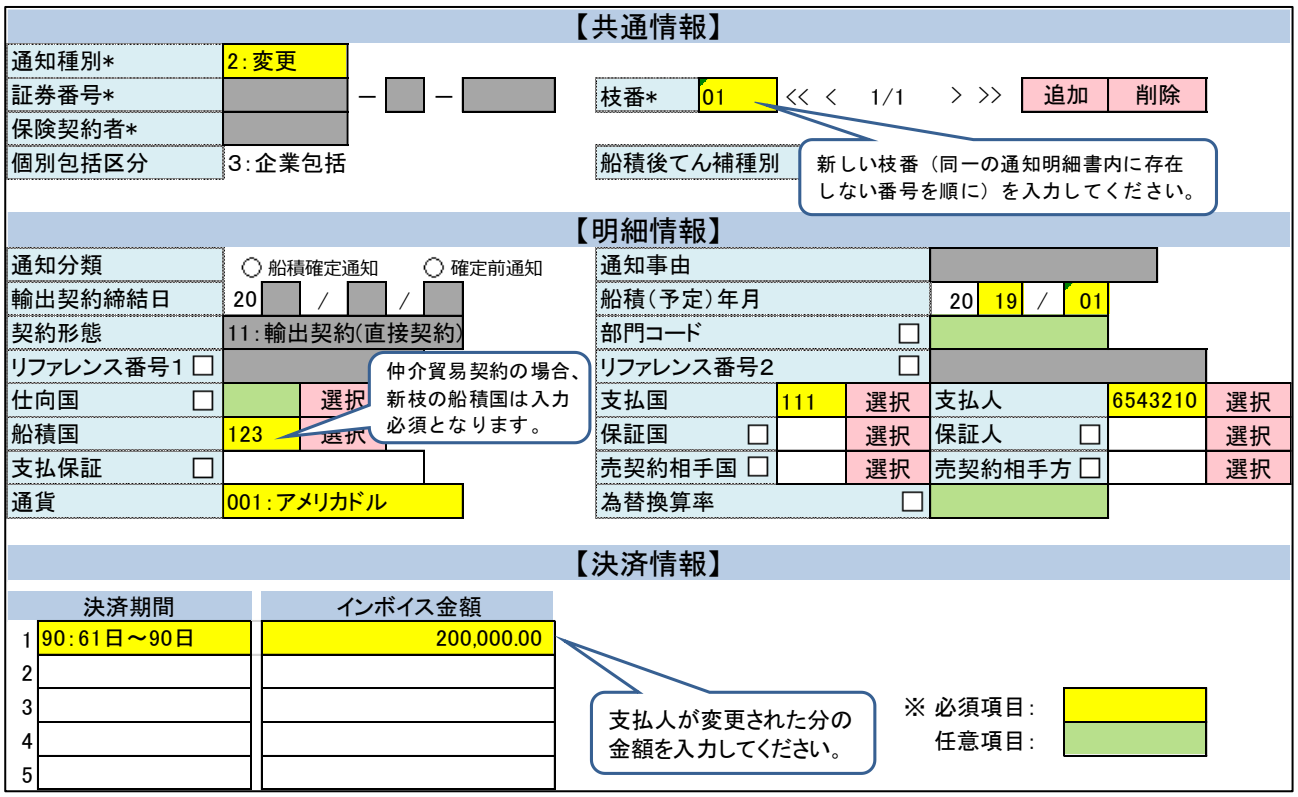

④支払保証の変更（L/C 有り→L/C 無し）

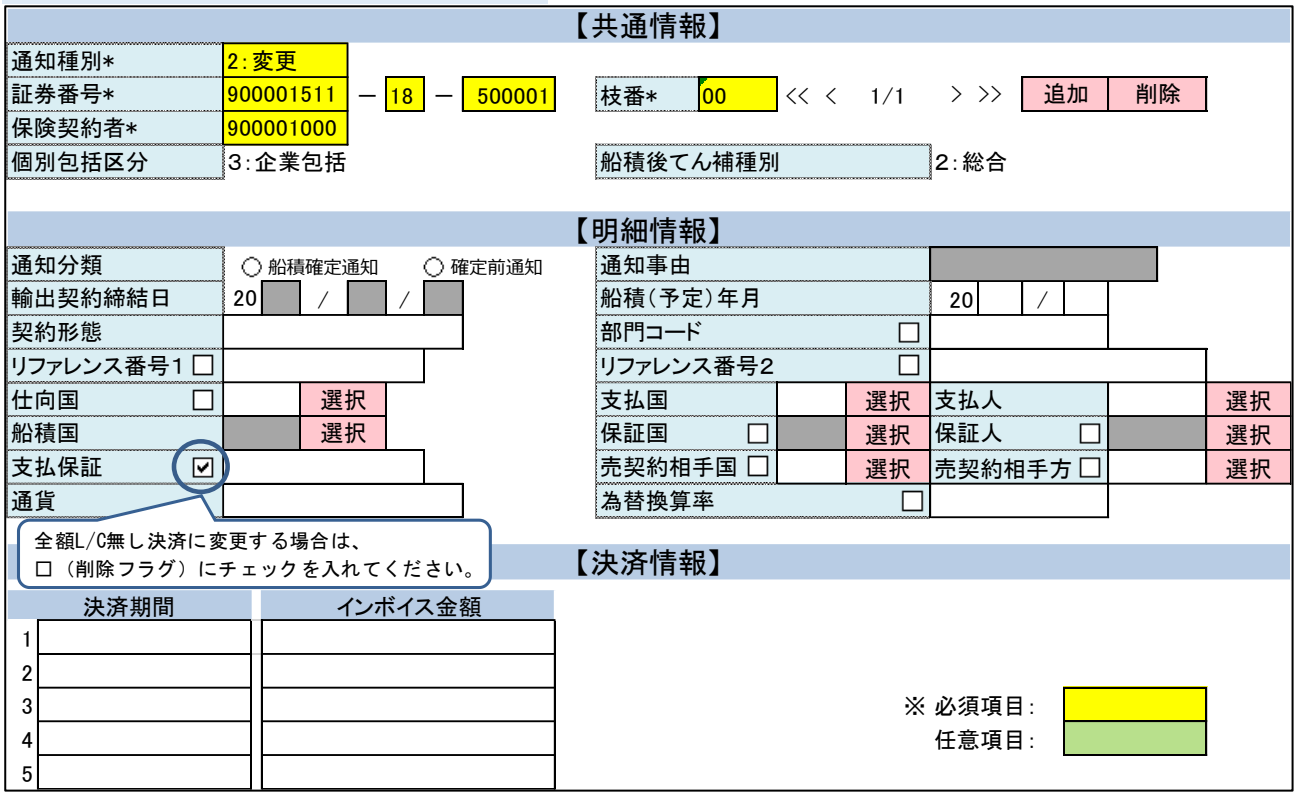

⑤仕向国の変更

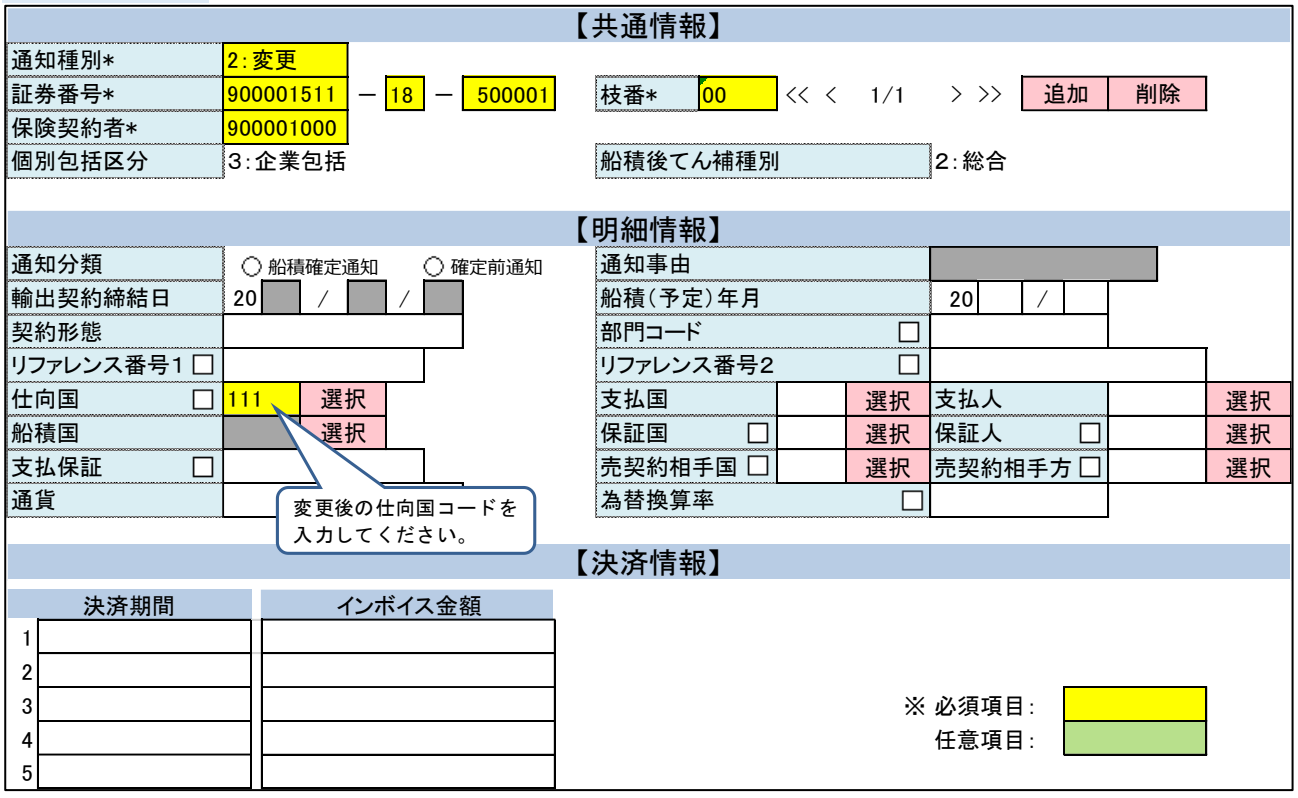

（３）修正・取消・訂正

入力方法は船積確定通知と同様ですので、５.（２）～（４）をご参照ください。